

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月26日

【会社名】 G - F A C T O R Y株式会社

【英訳名】 G - F A C T O R Y C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 片平 雅之

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

【電話番号】 03-5325-6868

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 田口 由香子

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

【電話番号】 03-5325-6868

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 田口 由香子

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	392,700,000 円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	212,520,000 円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	101,024,000 円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	150,000(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

(注)1. 平成28年8月26日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成28年9月12日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、32,800株を上限として、S M B C日興証券株式会社が当社株主である片平雅之（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

これに関連して、当社は、平成28年8月26日開催の取締役会において、本募集とは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式32,800株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成28年9月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成28年9月12日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	150,000	392,700,000	212,520,000
計(総発行株式)	150,000	392,700,000	212,520,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成28年8月26日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成28年9月21日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,080円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は462,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成28年 9月23日(金) 至 平成28年 9月28日(水)	未定 (注) 4	平成28年 9月29日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成28年9月12日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年9月21日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年9月12日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成28年9月21日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成28年9月21日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年9月30日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。

本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、平成28年9月13日から平成28年9月20日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿西口支店	東京都新宿区西新宿一丁目7番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成28年9月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	-	150,000	-

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成28年9月12日に決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日（平成28年9月21日）に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
425,040,000	8,500,000	416,540,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,080円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額416,540千円及び「1 新規発行株式」の（注）3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限92,600千円については、合計上限額509,140千円の全額を運転資金（経営サポート事業の内装設備サポートにおけるG Fリース（顧客が希望する設備等を当社が購入し、当社を貸主、顧客を借主としてリースで提供するサービス）に係るリース投資資産の取得）に充当する予定であり、具体的には、平成28年12月期中に250,000千円を、平成29年12月期中に残額を、それぞれ充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年9月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	69,000	212,520,000	東京都渋谷区 片平雅之 39,000株 東京都千代田区大手町2丁目2番 1号 D B Jキャピタル投資事業有限責 任組合 30,000株
計(総売出株式)	-	69,000	212,520,000	-

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、32,800株を上限として、S M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(3,080円)で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成28年 9月23日(金) 至 平成28年 9月28日(水)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店及 び全国各支店	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 . 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1 と同様であります。

2 . 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 . 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出価格決定日（平成28年9月21日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料
は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 . 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5 . 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構
の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行う
ことができます。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 . 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件
(2) ブックビルディング方式」の(注) 7 に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	32,800	101,024,000	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 S M B C日興証券株式会社
計(総売出株式)		32,800	101,024,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(3,080円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 平成28年 9月23日(金) 至 平成28年 9月28日(水)	100	未定 (注) 1	S M B C日興証券 株式会社の本店及 び全国各支店		

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成28年9月21日)に決定する予定であります。
3. S M B C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、S M B C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、32,800株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成28年10月28日を行使期限として付与します。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成28年10月28日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成28年9月21日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成28年8月26日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 32,800株
(2)	払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2
(4)	払込期日	平成28年11月2日(水)

- (注) 1. 払込金額は、本募集による新株式発行における払込金額(会社法上の払込金額)と同一といたします。
2. 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成28年9月21日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である片平雅之、当社株主かつ当社役員である田口由香子並びに当社株主である阪和興業株式会社、リコーリース株式会社、株式会社アースホールディングス、ビックモア株式会社及び株式会社Center Balance、当社新株予約権者かつ当社役員である謙仲順子、山崎俊也、鈴木雅之、野澤正平及び安田正利、当社新株予約権者である河内岳彦、渡邊節子、出村絢香、森下政和、中西功、藤後徹平、大島亜里紗、深澤健、田中大志、曾我俊幸、阿部康一、坂原賢治、福士真末、八尾哲及び伊藤睦美は、S M B C日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成29年3月28日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

売出人であるD B Jキャピタル投資事業有限責任組合、当社株主であるS M B Cベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合及び三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成28年12月28日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成29年3月28日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当て等に関し、割当てを受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社の社章  を記載いたします。

(2) 表紙の次に「1. 事業の概況」～「4. 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の概況

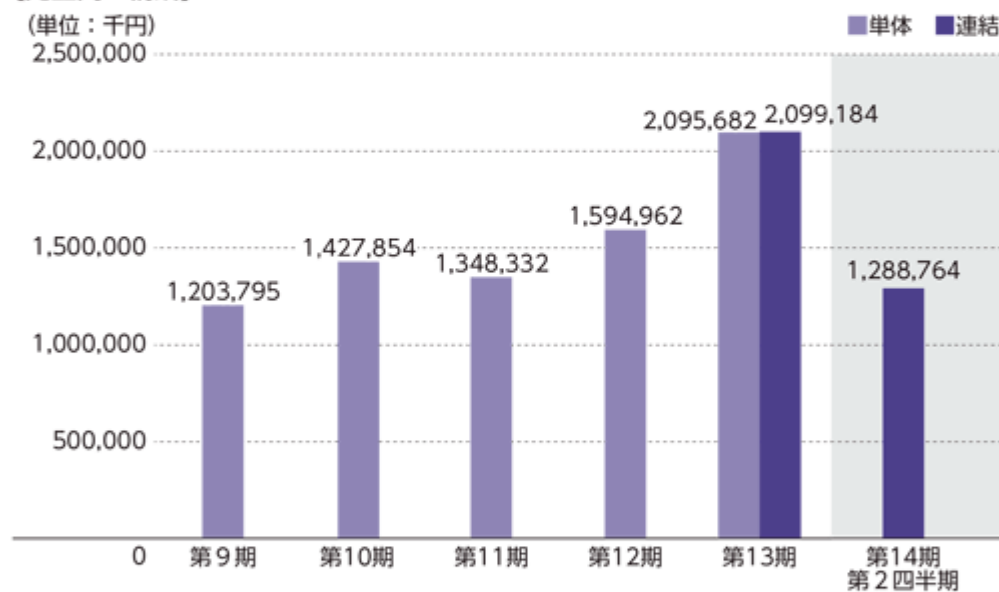
当社グループは、当社、連結子会社（GF CAPITAL PTE. LTD.）の計2社で構成されており、飲食店等の店舗型サービス業を展開する企業（以下、顧客）への経営サポートと飲食店「名代 宇奈とと」の運営を主な事業として取り組んでおります。

当社は、平成15年、飲食店の経営を目的として設立いたしました。

その後、飲食店の経営を行っていく過程で、年間出店数が5店舗程度までの中小企業では、出店に伴う情報収集や出店に必要な専門分野に長けた人材を確保することは容易ではないという経験から、飲食店等の出退店支援を目的に経営サポート事業を開始いたしました。当初は物件情報サポートを中心に行って行っておりましたが、顧客ニーズに合わせてサポートの幅を広げ、現在では、飲食店等の店舗型サービス業の物件情報収集から内装設備導入等まで様々な場面での経営サポートを行っております。

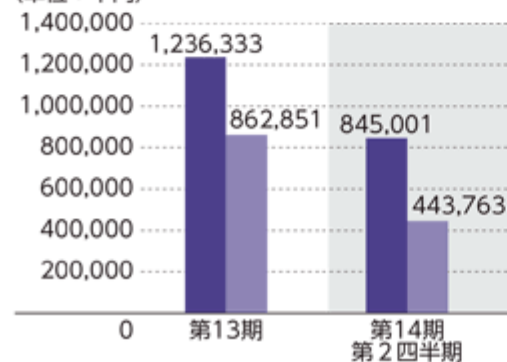
【売上高の構成】

(単位：千円)



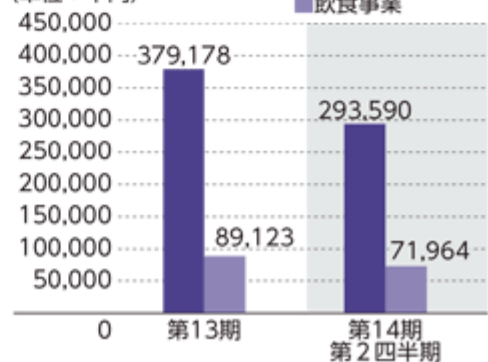
【セグメント別売上高の構成】

(単位：千円)



【セグメント別営業利益の構成】

(単位：千円)



2. 事業の内容

当社グループは、“経営サポート事業”では顧客の物件取得から、内装設備・什器等の導入まで様々なサポート等で出退店の支援を行っております。なお、GF CAPITAL PTE. LTD.（シンガポール共和国現地子会社）は、ASEAN市場を中心として経営サポート事業に取り組んでおります。

店舗型サービス業の成長には、店舗の出店、移転や退店が伴います。店舗の出店、移転には、物件の情報収集に始まり、契約に至るまでの各種交渉、設備導入のための資金調達等、様々な工程が必要となります。しかし、年間出店数が5店舗程度までの中小企業にとって“店舗開発”や“財務担当”という専門分野（情報収集力・コネクション・交渉力・法務知識・財務知識）に長けた人材を採用し、雇用することは、管理・費用面でも現実的ではありません。

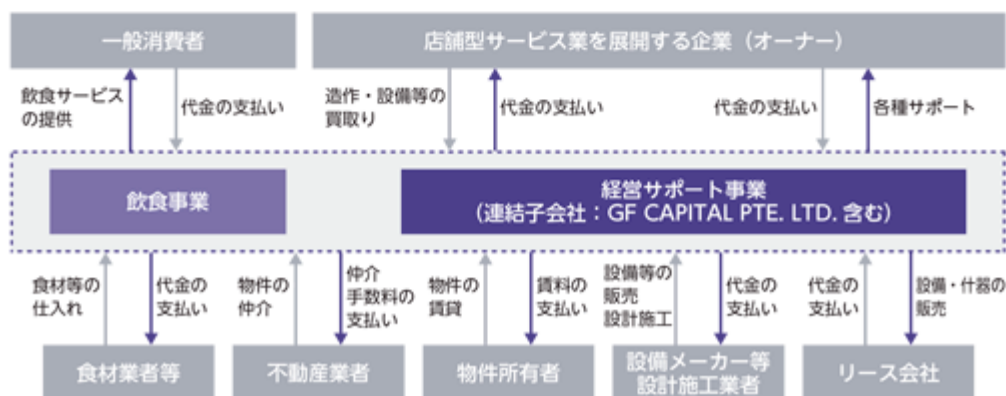
店舗型サービス業の店舗出店までの一般的なフローは、以下のとおりであります。



当社グループは、店舗物件の情報収集から出店までを費用面も含めてサポートを行うことで、顧客の円滑な店舗展開を実現にするためのサービスを行っております。

“飲食事業”では、直営店である飲食店「名代 宇奈とと」の運営を行っております。

事業系統図

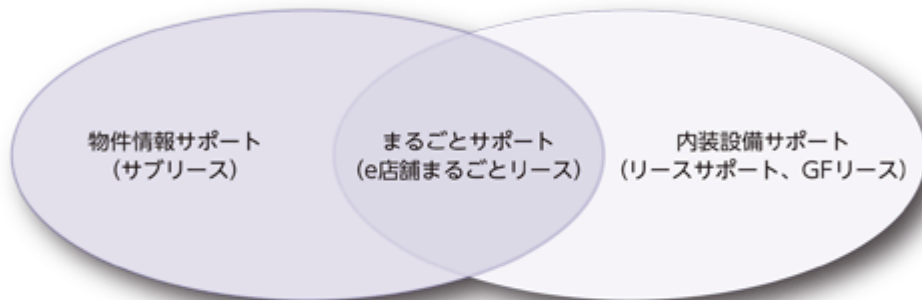


(1) 経営サポート事業

当事業では、飲食店をはじめとした顧客を対象とし、顧客が出退店を行う際に必要となる店舗物件・内装設備の導入等における課題のサポートを行うことで、顧客の“費用”“時間”“労力”の軽減を図っております。

また、当社グループは、顧客が生産性の低い店舗から早期撤退し、不採算店舗の維持費用や人材を、成長可能性の高い店舗への投資や雇用にシフトさせることを促し、業界すべての活性化を図ります。

当社グループのサポート内容は、以下の3種に大別されます。

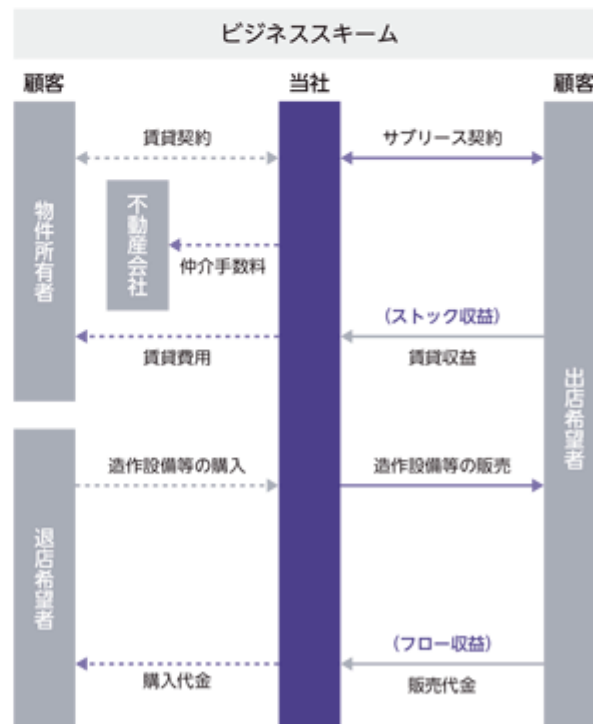


物件情報サポート (商品名：サブリース)

店舗物件は、賃貸借契約等にて、退店時、通常6カ月前の解約通知（即店舗を閉めても6カ月分の賃料等を物件所有者に納める）や原状回復義務（内装・設備などを撤去し、元の状態＝スケルトンに戻す）が定められております。

当社は退店希望顧客に代わって、それらのリスクを精査及び交渉し、退店希望顧客の賃貸借契約の解約と同時に、当社が新規に物件所有者との賃貸借契約を行います。並行して店舗の内装造作・設備等を退店希望顧客より購入して出店希望顧客に販売し、出店希望顧客と店舗物件のサブリース契約を締結いたします。

店舗の内装設備の販売代金がフロー収益（一時的収益）となり、賃貸収入がストック収益（継続的収益）となります。



内装設備サポート (商品名：リースサポート)

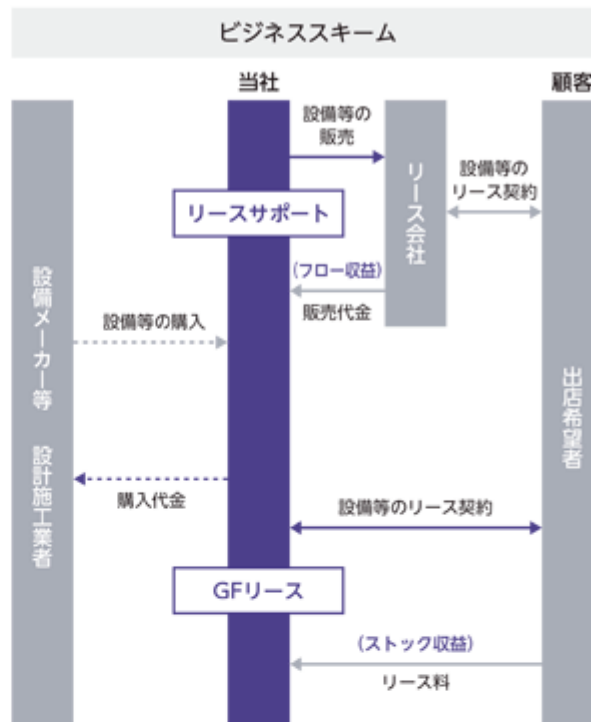
「リースサポート」では、顧客が希望する設備を当社が購入し、リース会社へ売却すると同時に、リース会社を貸主、顧客を借主としたリース契約が締結されます。

設備等の販売代金がフロー収益となります。

内装設備サポート (商品名：GFリース)

「GFリース」では、顧客が希望する設備等を当社が購入、当社を貸主、顧客を借主とするリース契約を締結いたします。

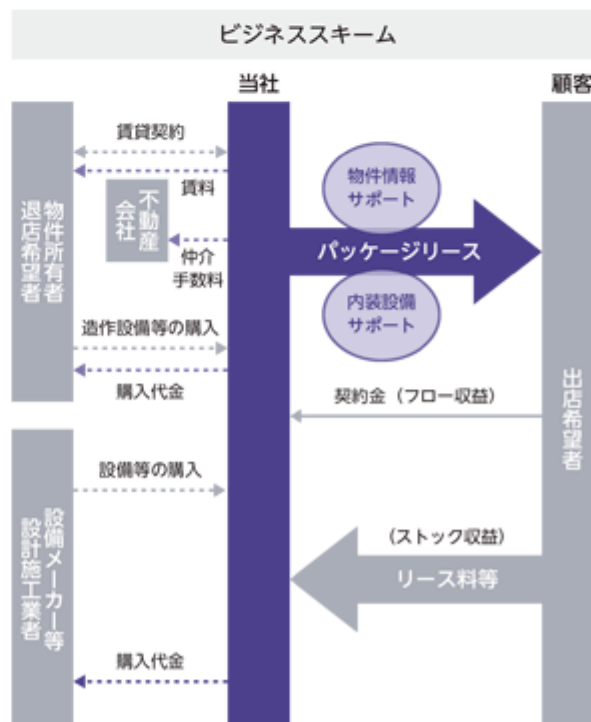
リース料（設備等の賃貸収入）がストック収益となります。



まるごとサポート (商品名：e店舗まるごとリース)

顧客の出店に伴う費用（仲介手数料、礼金、保証金、内装造作、設備等）を当社が負担し、当社を貸主、顧客を借主とする契約を締結いたします。

契約時の契約金がフロー収益となり、リース料等がストック収益となります。



(2) 飲食事業

当社は、鰻料理のファストフード店として「名代 宇奈とと」を、全店で14店舗運営しております。

当該ブランドは、提供時間・販売価格・オペレーションの3つの特徴によって「鰻料理のファストフード」を確立しております。



 **宇奈とと**

メニュー例

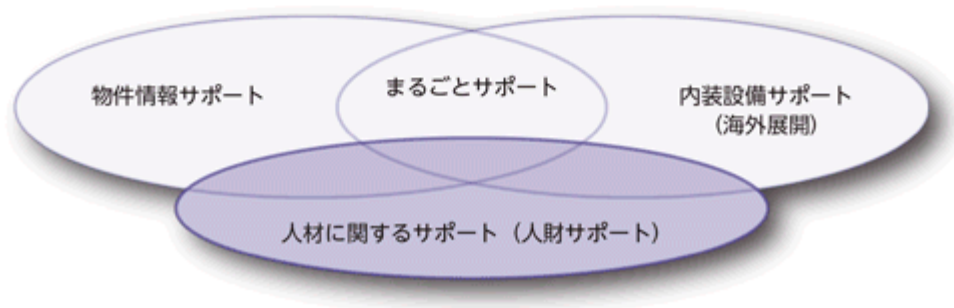
		
うな丼	うな重特上	ひつまぶし

3. 今後の事業展開の方針

当社グループをはじめ、当社グループの顧客である店舗型サービス業を展開する企業が抱える課題として、慢性的な人材不足等が挙げられます。

当社は、自社の人材確保はもとより、新たなサポートとして顧客への人材派遣事業に取り組んでまいります。

また、昨今の和食ブーム等を背景として顧客のアジア進出意欲が増大し、現地でのリース調達需要が増大していることから、市場開拓のためASEANを中心とした内装設備サポートの強化に取り組んでまいります。



4. 業績等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期 第2四半期
決算年月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年6月
売上高 (千円)	-	2,099,184	1,288,764
経常利益 (千円)	-	274,712	261,150
当期（親会社株主に帰属する四半期）純利益 (千円)	-	179,022	177,786
包括利益又は四半期包括利益 (千円)	-	175,736	170,491
純資産額 (千円)	-	657,556	828,048
総資産額 (千円)	-	2,136,298	2,299,191
1株当たり純資産額 (円)	-	587.10	739.32
1株当たり当期（四半期）純利益金額 (円)	-	159.84	158.74
潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	30.8	36.0
自己資本利益率 (%)	-	31.4	-
株価収益率 (倍)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	△155,504	134,019
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	△146,369	262,797
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	315,110	478
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高 (千円)	-	455,433	855,220
従業員数 (名)	-	36	37
[ほか、平均臨時雇用人員]	(-)	(55)	(61)

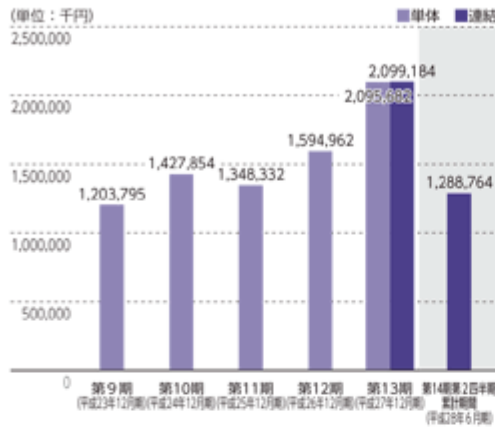
- (注) 1. 当社は第13期より連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 第13期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。なお、第14期第2四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。
6. 従業員数の〔 〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）で、外書きであります。

(2) 提出会社の経営指標等

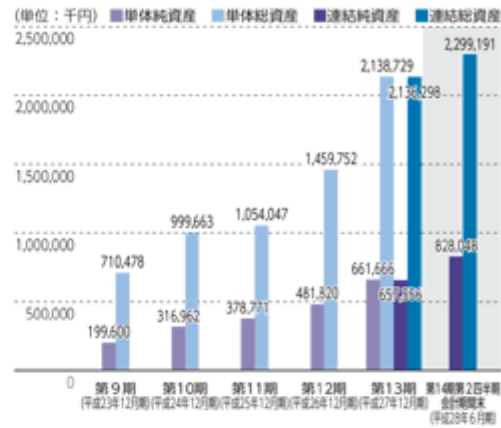
回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
売上高 (千円)	1,203,795	1,427,854	1,348,332	1,594,962	2,095,682
経常利益 (千円)	65,632	102,211	88,190	156,471	275,500
当期純利益 (千円)	34,065	57,362	51,809	93,048	179,845
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	55,000	90,000	95,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	940,000	1,080,000	1,100,000	1,120,000	1,120,000
純資産額 (千円)	199,600	316,962	378,771	481,820	661,666
総資産額 (千円)	710,478	999,663	1,054,047	1,459,752	2,138,729
1株当たり純資産額 (円)	201.70	293.48	344.33	430.19	590.77
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	36.24	58.55	47.28	84.54	160.57
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	26.7	31.7	35.9	33.0	30.9
自己資本利益率 (%)	19.7	22.6	14.9	21.6	31.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	45,420	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	△59,389	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	137,935	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	442,497	-
従業員数 (名)	23	30	31	35	36
[ほか、平均臨時雇用人員]	(67)	(54)	(45)	(46)	(55)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第10期及び第11期は、潜在株式が存在しないため、第9期、第12期及び第13期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高については、第9期から第11期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、第13期については、連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
5. 第12期及び第13期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第9期、第10期及び第11期の財務諸表については、監査を受けておりません。
6. 従業員数の〔 〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）で、外書きであります。

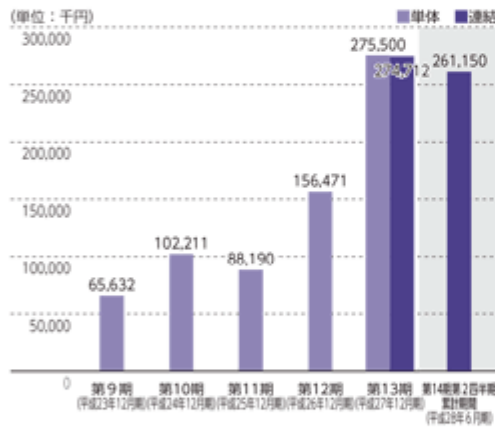
※ 売上高



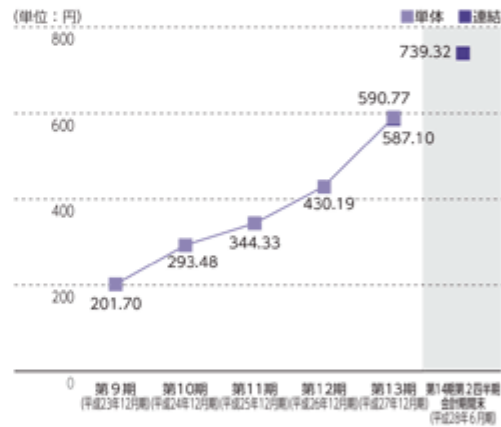
※ 純資産額／総資産額



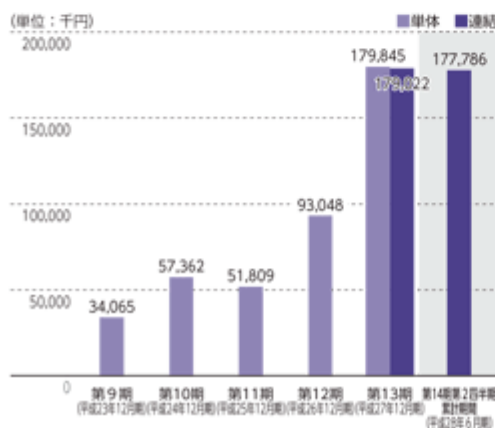
※ 経常利益



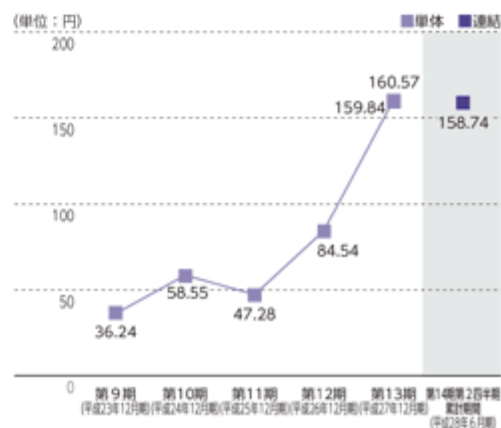
※ 1株当たり純資産額



※ 当期（親会社株主に帰属する四半期）純利益



※ 1株当たり当期（四半期）純利益金額



第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期
決算年月	平成26年12月	平成27年12月
売上高 (千円)	-	2,099,184
経常利益 (千円)	-	274,712
当期純利益 (千円)	-	179,022
包括利益 (千円)	-	175,736
純資産額 (千円)	-	657,556
総資産額 (千円)	-	2,136,298
1株当たり純資産額 (円)	-	587.10
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	159.84
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	-	30.8
自己資本利益率 (%)	-	31.4
株価収益率 (倍)	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	155,504
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	146,369
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	315,110
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	455,433
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	- 〔 - 〕	36 〔 55 〕

- (注) 1. 当社は第13期より連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 第13期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
6. 従業員数の〔 〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）で、外書きであります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
売上高 (千円)	1,203,795	1,427,854	1,348,332	1,594,962	2,095,682
経常利益 (千円)	65,632	102,211	88,190	156,471	275,500
当期純利益 (千円)	34,065	57,362	51,809	93,048	179,845
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	55,000	90,000	95,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	940,000	1,080,000	1,100,000	1,120,000	1,120,000
純資産額 (千円)	199,600	316,962	378,771	481,820	661,666
総資産額 (千円)	710,478	999,663	1,054,047	1,459,752	2,138,729
1株当たり純資産額 (円)	201.70	293.48	344.33	430.19	590.77
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	36.24	58.55	47.28	84.54	160.57
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	26.7	31.7	35.9	33.0	30.9
自己資本利益率 (%)	19.7	22.6	14.9	21.6	31.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	45,420	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	59,389	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	137,935	-
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	-	-	-	442,497	-
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	23 〔67〕	30 〔54〕	31 〔45〕	35 〔46〕	36 〔55〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第10期及び第11期は、潜在株式が存在しないため、第9期、第12期及び第13期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高については、第9期から第11期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、第13期については、連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。

5. 第12期及び第13期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第9期、第10期及び第11期の財務諸表については、監査を受けておりません。

6. 従業員数の〔 〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）で、外書きであります。

2 【沿革】

当社は、当社の代表取締役社長である片平雅之が個人で所有していた鰻料理専門店「名代 宇奈とと」の経営権を平成15年5月に買い取り、事業を開始いたしました。

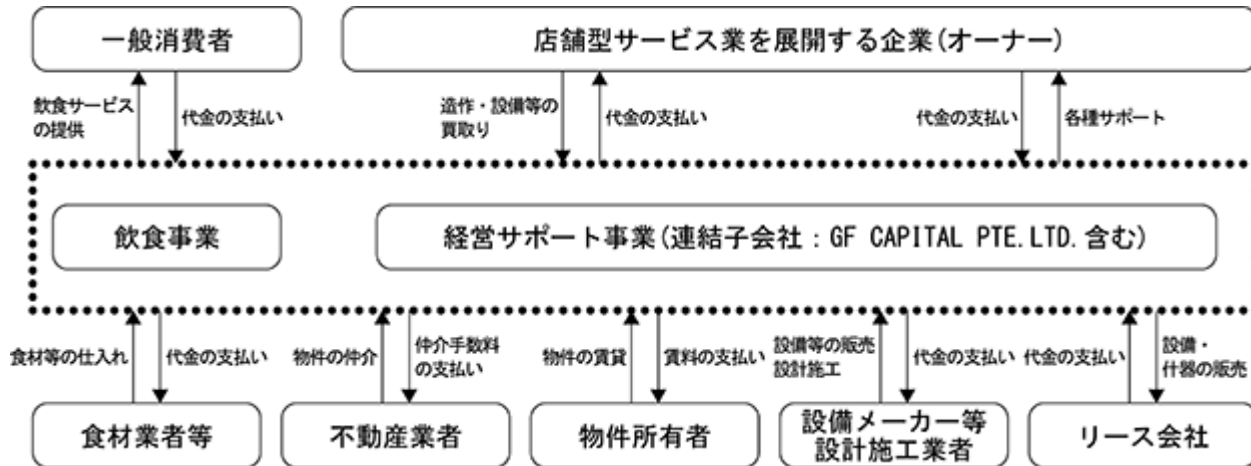
当社グループの事業内容の変遷は次のとおりであります。

年月	概要
平成15年5月	飲食店の経営（飲食事業）を目的に、東京都新宿区にG - F A C T O R Y株式会社を設立
平成18年3月	新宿区内で本店を移転
平成18年10月	新宿区内で本店を移転
平成19年10月	飲食店等の出退店支援を目的に、物件情報サポート（経営サポート事業）の「サブリース」を開始
平成20年3月	経営サポート事業を行う部署として業務推進事業部を設置
平成20年12月	「名代 宇奈とと」が10店舗に到達
平成21年3月	まるごとサポート（経営サポート事業）の「e店舗まるごとリース」を開始
平成22年3月	新宿区内で本店を移転
平成23年10月	サブリースの契約数が50店舗に到達
平成24年8月	出退店に伴う内装設備サポート（経営サポート事業）を目的に、公益社団法人リース事業協会に加盟し「リースサポート」を開始
平成25年1月	新宿区内で本店を移転
平成25年4月	内装設備サポートの「GFリース」を開始
平成25年10月	債権管理と取引先調査の強化を目的に、管理部に審査・債権管理課を設置
平成27年3月	本邦飲食業者のASEANを中心とした海外出店サポートを目的に、シンガポール共和国に子会社GF CAPITAL PTE. LTD.（現連結子会社）を設立

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社（G F C A P I T A L P T E . L T D . ）の計2社で構成されており、飲食店等の店舗型サービスを展開する企業（以下、顧客）への経営サポートと飲食店「名代 宇奈とと」の運営を主な事業として取り組んでおります。

当社グループの事業系統図は次のとおりであります。



-----点線枠内が当社グループであります。

当社並びに連結子会社の事業における位置づけ及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(1) 経営サポート事業

飲食店や美容室などの店舗型サービス業の成長には、店舗の出店、移転や退店が伴います。店舗の出店、移転には、人材の採用と育成、業態開発などの前に、物件の情報収集に始まり、各種業者との打合せや選定、契約に至るまでの物件所有者等との条件交渉、設備導入における資金計画とその調達が必要となります。しかし、年間出店数が5店舗程度までの中小企業にとって“店舗開発”や“財務担当”という専門分野（情報収集力・コネクション・交渉力・法務知識・財務知識）に長けた人材を採用し、雇用することは、管理・費用面でも現実的ではありません。

当事業では、飲食店をはじめとした店舗型サービス業を展開する企業やオーナーが、出退店を行う際に必要となる店舗物件・内装設備の導入等における課題のサポートを行うことで、顧客の“費用”“時間”“労力”の軽減を図っております。

当社グループは、顧客の出退店にかかわる様々な障害を軽減させることで、顧客が生産性の低い店舗から早期撤退し、不採算店舗の維持費用や人材を、成長可能性の高い店舗への投資や雇用につなげることを促し、店舗型サービス業の新陳代謝を図るとともに、店舗設計施工業者及びリース会社等の店舗型サービス業に関係する業者と顧客との架け橋となることで、店舗型サービス業をとりまく業界すべての活性化を図ります。

当社グループのサポート内容は、物件情報サポート、内装設備サポート、まるごとサポートの3種に大別されます。これらサポートは、物件情報サポートに属する居抜きを活用した店舗用不動産物件の転貸借（商品名「サブリース」）及び付随する内装設備の売買、内装設備サポートに属する提携リース（商品名「リースサポート」）と自社リース（商品名「GFリース」）、並びに物件情報サポートと内装設備サポートの「GFリース」の側面を併せ持つ、まるごとサポートに属するサービス（商品名「e店舗まるごとリース」）により構成されております。

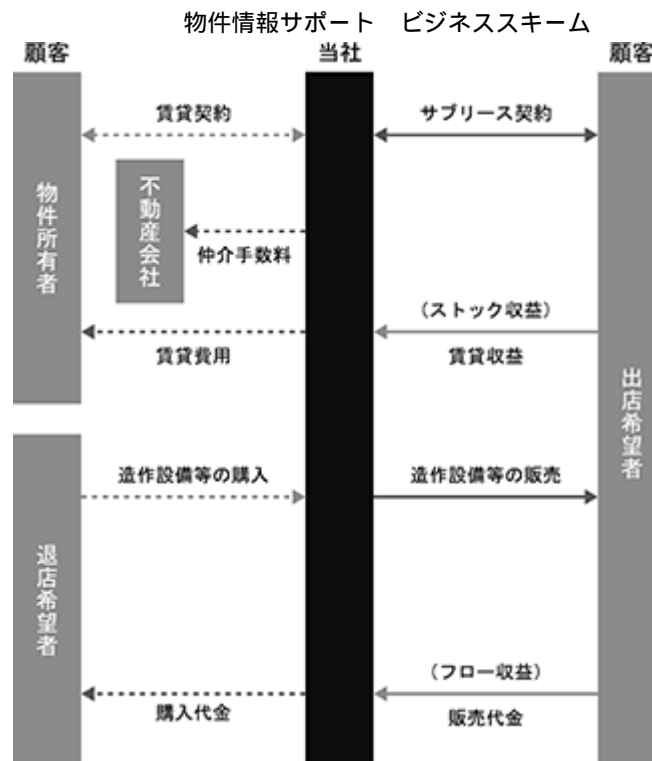
当セグメントに係る会社は、当社及びG F C A P I T A L P T E . L T D . であり、本邦においては当社、海外においてはシンガポール共和国にあるG F C A P I T A L P T E . L T D . が担っております。

なお、当事業の3種の具体的なサポート内容は次のとおりであります。

物件情報サポート「サブリース」

退店希望顧客に代わり店舗物件の賃貸借契約の解約条件や時期を物件所有者と交渉し、退店希望顧客の解約と同時に、当社が新規に物件所有者との賃貸借契約を行います。並行して店舗の内装造作・設備等を退店希望顧客より購入して出店希望顧客に販売し、出店希望顧客と店舗物件のサブリース契約を締結いたします。

店舗の内装設備の販売代金が取引を実行した際の一時的な収益（以下、「フロー収益」という。）となり、賃貸収入がリース期間中の継続的な収益（以下、「ストック収益」という。）となります。



内装設備サポート「リースサポート」及び「GFリース」

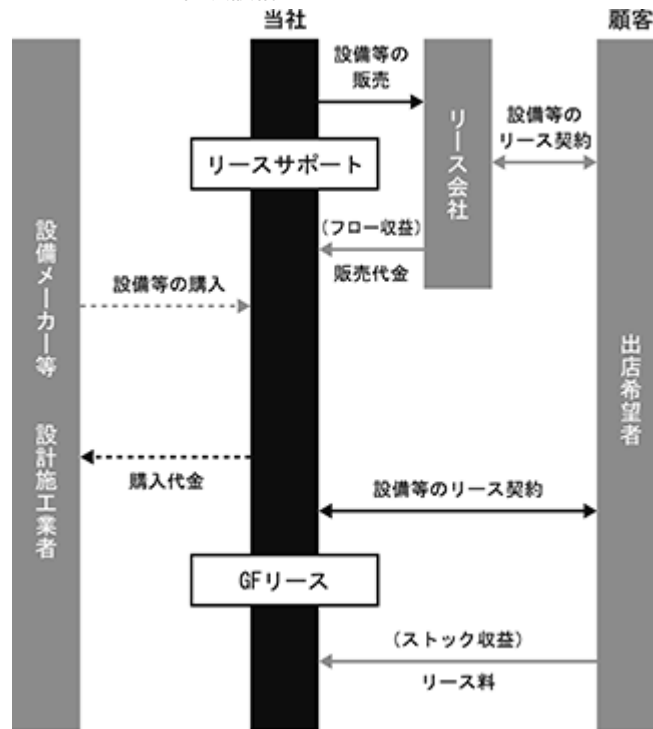
「リースサポート」と「GFリース」の2つの商品があります。

「リースサポート」では、顧客が希望する設備を当社が購入し、リース会社へ売却すると同時にリース会社を貸主、顧客を借主としたリース契約が締結されます。その際の設備等の販売代金がフロー収益となります。当サービスは、リース会社と顧客の間でリース契約が締結されるように、当社が両者の間に入り支援しているサービスであることから、設備等の購入代金と販売代金の差額部分を売上高に計上しております。一方で設備等の購入先と販売先は異なることから、売掛金と買掛金をそれぞれ計上しております。

「GFリース」では、顧客が希望する設備等を当社が購入し、当社を貸主、顧客を借主とするリース契約を締結いたします。当該リース契約に基づき受取るリース料がストック収益となります。当サービスでは、リース取引開始時に設備等の購入代金をリース投資資産に計上いたします。また、リース期間中の各期に受取るリース料を各期において売上高として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額を売上原価として処理し、同額をリース投資資産から減額いたします。

また、顧客の求めに応じ、一部の設備等について、リース対象外となるなどの事情がある場合に割賦取引を行う場合があります。当サービスでは、割賦販売時に設備等の購入代金を割賦売掛金に計上いたします。また、各期の回収額を利息相当額と割賦売掛金の元本回収に区分し、前者を各期の売上高として計上し、後者を割賦売掛金から減額いたします。

内装設備サポート ビジネススキーム

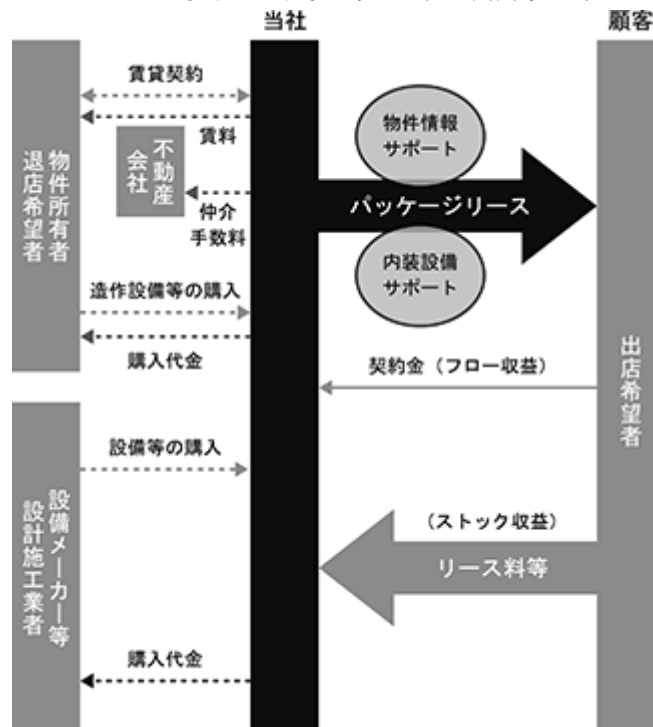


まるごとサポート「e店舗まるごとリース」

物件情報サポート及び内装設備サポートの「GFリース」の側面を併せ持つサービスであります。

顧客の出店に伴う費用（仲介手数料、礼金、保証金、内装造作、設備等）を当社が負担し、当社を貸主、顧客を借主とする契約を締結いたします。まるごとサポートは飲食店の出店をパッケージ化したワンストップサービスであります。契約時の契約金がフロー収益となり、リース料等がストック収益となります。

まるごとサポート ビジネススキーム



(2) 飲食事業

当社は、鰻料理のファストフード店「名代 宇奈とと」を、全店で14店舗運営しております。当該ブランドは、提供時間・販売価格・オペレーションの3つの特徴によって「鰻料理のファストフード」を確立しております。

なお、当事業の主な商品は「ワンコインうな丼」「うな重」「ひつまぶし」となります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) G F C A P I T A L P T E . L T D .	シンガポール共和国 シンガポール市	1,000,000 シンガポール ドル	経営 サポート事業	100.00	役員の兼任2名 運転資金の貸付

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
経営サポート事業	11(-)
飲食事業	15(67)
全社(共通)	9(-)
合計	35(67)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
 2. 従業員数の()は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)で、外書きであります。
 3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 4. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成28年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
35(67)	31.7	1.9	4,364

セグメントの名称	従業員数(名)
経営サポート事業	11(-)
飲食事業	15(67)
全社(共通)	9(-)
合計	35(67)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
 2. 従業員数の()は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)で、外書きであります。
 3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 4. 平均年間給与は、賞与、基準外賃金を含んでおります。
 5. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第13期連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当社は、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比については記載しておりません。

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や、金融政策の効果を背景に、企業収益の改善とともに雇用情勢においても改善がみられる等、緩やかな景気の回復基調にありました。その一方で、消費マインドに改善の兆しがみられたものの、中国経済の減速等、世界経済の低迷が懸念されるなど、依然として先行きは不透明な情勢が懸念されております。

このような状況の中、当社グループの経営サポート事業のうち内装設備サポート全て及びまるごとサポートの一部業務が属するリース業界において、リース取扱高が年々増加の傾向を示していることもあり、顧客需要が増加しております。

また、飲食事業では、大雨等の自然災害に見舞われたこと等に起因する個人の消費マインド減退に加え、原材料価格の高騰や人件費の高騰もあり、依然として先行きは不透明な情勢が続きました。しかし、一方で“爆買い”と言う表現に代表される外国人観光客の増加も目立ちました。

当社グループでは、経営サポート事業では、多店舗展開を求める既存顧客への積極的なアプローチからご依頼をいただく機会が増え、飲食事業では、外国人観光客向けのサービスを展開し、新規需要の確保に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高2,099,184千円、営業利益275,566千円、経常利益274,712千円、当期純利益179,022千円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

経営サポート事業

物件情報サポートでは、既存取引先からの多店舗展開を求めるご依頼の増大や、個人独立開業者の出店意欲の増大により、サブリース件数が増加しました。また、内装設備サポートでは、飲食店や美容業の新店増加や設備機器入替えのニーズが生まれ、設備投資及び店舗展開希望顧客に、「リースサポート」又は「GFリース」を提供するとともに、併せて「サブリース」も提供するなど包括的なサービス提供を行うことより、年間で複数店舗の出店を行いたいと考える企業等からのご依頼が多々ありました。

また、シンガポール共和国の現地法人設立により、海外出店を検討する企業に対する、当社グループからの営業活動上の提案材料が増加したことにより、今まで以上に新たな企業との交流を生み、当社グループのサービス利用の機会が増大しました。

その結果、当セグメントでは、売上高1,236,333千円、営業利益379,178千円となりました。

飲食事業

直営事業である鰻専門店「名代 宇奈とと」新宿センタービル店を平成27年5月に東京都新宿区（本社が所在するビルの地下）に新規出店いたしました。一方で平成27年10月に茅場町店を閉店し、直営店舗数は前期末と同様の14店舗となりました。

店舗内では、円安の影響に伴う外国人観光客の増加に対応するため、外国人観光客向けに写真つきメニューの増設、複数店舗にてタッチパネル式オーダーシステム（英語対応）の導入を行いました。

その結果、当セグメントでは、売上高862,851千円、営業利益89,123千円となりました。

第14期第2四半期連結累計期間（自平成28年1月1日至平成28年6月30日）

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府による経済施策や日銀による金融緩和策により企業業績や雇用情勢に改善傾向が見られましたが、中国経済の急激な景気減速に伴う原油安に対する不安など景気の先行きに不透明感が見られる状況となっております。

当社グループの主力取引先である外食産業は、訪日外国人によるいわゆるインバウンド需要の盛り上がりが続いたこと、世帯1人当たり外食支出額の増加等、市場規模が拡大に転じており、売上高は好調を維持しているものの、人材獲得競争の激化、人材採用の難化による人件費の上昇が続いており、美容業界におきましては、デフレに伴う消費者の節約志向や、店舗間競争の激化、また、労働需給逼迫による美容師の確保難など、経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

そのような状況下、当社グループにおきましては、今後の継続的な成長を実現するために好調に推移している経営サポート事業の強化や収益構造の転換、飲食事業における外国人観光客向けのサービス拡充及びお客様満足度の向上に努めてまいりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は1,288,764千円、営業利益268,249千円、経常利益は261,150千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は177,786千円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

経営サポート事業

同事業におきましては、店舗型サービス業の退店支援事業を営んでおり、具体的には店舗の物件情報を提供する「物件情報サポート」、店舗の内装設備に係るリース事業である「内装設備サポート」、両サポートを合わせた「まるごとサポート」の3種に大別しております。

当第2四半期連結累計期間においては、フロー型収益体質からストック型収益体質に転換することで継続的な成長を図るべく、当社グループが賃貸主となるリースの提案促進など、継続収益の獲得によるストック型の収益構造への転換や、顧客が出店費用を抑制できる居抜き店舗を中心とした店舗物件情報提供の強化による取り組みを継続的に実施してまいりました。

その結果、当セグメントの売上高は845,001千円、営業利益は293,590千円となりました。

飲食事業

同事業におきましては、ワンコイン（税込500円）のうな丼を主力商品とした鰻専門店「名代 宇奈とと」を14店舗営んでおります。

当第2四半期連結累計期間においては、インバウンド需要の取り込みによる売上増加を図るべく、観光エリアに店舗を構える上野店や浅草店を中心に、店内装飾品等の変更や新メニュー開発に取り組んでまいりました。また、言語変換機能がついているタブレット型オーダー端末を設置することで、外国人観光客のストレス軽減、写真や詳細説明の記載によるお客様満足度の向上に取り組みました。

その結果、当セグメントの売上高は443,763千円、営業利益は71,964千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第13期連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当社は、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比については記載しておりません。

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は455,433千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は、155,504千円となりました。この内訳は主に、税金等調整前当期純利益275,857千円、経営サポート事業における割賦販売による割賦売掛金の増加242,375千円及び同事業におけるリース投資資産の増加205,137千円、法人税等の支払79,095千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、146,369千円となりました。この内訳は主に、差入保証金の差入による支出204,725千円、有形固定資産の取得による支出63,415千円、経営サポート事業等における長期預り保証金の受入による収入145,163千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、315,110千円となりました。この内訳は、金融機関からの長期借入れによる収入423,272千円、長期借入金の返済による支出108,162千円であります。

第14期第2四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は前連結会計年度末より399,787千円増加して855,220千円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、134,019千円となりました。この内訳は主に、税金等調整前四半期純利益267,625千円、仕入債務の減少額47,591千円、法人税等の支払額71,228千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、262,797千円となりました。この内訳は主に、差入保証金の回収による収入276,923千円、差入保証金の差入による支出50,458千円、長期預り保証金の受入による収入59,316千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、478千円となりました。この内訳は、金融機関からの長期借入れによる収入100,000千円、長期借入金の返済による支出99,521千円であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

第13期連結会計年度及び第14期第2四半期連結累計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第13期連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		第14期第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
	仕入高(千円)	前年同期比(%)	仕入高(千円)
経営サポート事業	716,970	-	487,070
飲食事業	366,675	-	184,385
合計	1,083,646	-	671,455

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、第13期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、第12期連結会計年度との対比については記載しておりません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

第13期連結会計年度及び第14期第2四半期連結累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第13期連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		第14期第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
経営サポート事業	1,236,333	-	845,001
飲食事業	862,851	-	443,763
合計	2,099,184	-	1,288,764

(注) 1. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

2. 当社は、第13期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、第12期連結会計年度との対比については記載しておりません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、今後の持続的成長及び事業展開に向けて、以下の課題について積極的に取り組んでまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 人材の確保及び育成、能力向上及び定着化について

飲食業界では、慢性的な人材不足が顕在化しており、当社グループも例外ではありません。特に、当社グループの飲食事業は、例年、夏季が繁忙期となることから、夏季を基準に人材採用を行っておりますが、冬季に働き手（アルバイト）が求める労働時間を提供できず、退職に至るケースもあり、当面の新規出店予定がないとはいえ、人材の育成及び定着を図るためには、安定した働き口を確保し続ける必要があると考えております。

そのため、当社グループは、人材派遣事業許可を取得しており、今後雇用した人材を経営サポート事業の冬季が繁忙期となる業態の顧客に派遣することなどに積極的に取り組むことで、人材の通期採用や人材の定着化を図ってまいります。

人材採用につきましては、優秀な人材を確保するために、広告媒体や人材紹介機関等の利用のほか、学校等との連携を図り、学生・外国人留学生のアルバイト採用、新卒採用の計画的な拡大を目指してまいります。また、採用後は、既存従業員に対しての目標設定、業績査定方法の明確化並びに研修の実施等により、知識・経験・ノウハウの共有及びモチベーションの向上を図ってまいります。

従業員一人一人が当社グループの理念、目的を理解し、共感し、お客様に感動を与えるサービスを提供できるように、計画的に育成してまいります。従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りや研修制度の充実、福利厚生を充実させた人事制度の採用に取り組むことで、従業員にとって働き甲斐のある制度作りを進めてまいります。

(2) コンプライアンス体制の充実について

当社グループは、コンプライアンス体制に関して当社の規模に見合う管理体制を整えておりますが、今後の事業拡大、組織拡大に伴い、より適切な管理体制を構築するための策を講じていく必要があると考えております。当社グループの行動規範及び基本行動方針の周知徹底及び体制基盤の充実・強化に向け、随時見直しを行ってまいります。

(3) 内部統制システムの強化について

当社グループは、平成28年7月31日現在で、取締役5名、監査役3名、従業員35名（アルバイトを除く）となっており、経営管理体制もこの規模に見合うものになっております。しかしながら、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業になるためには、コーポレート・ガバナンスの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、権限に基づく意思決定の明確化、内部監査及び監査役監査並びに会計監査人による監査との連携を強化するほか、全役職員に対して、継続的な啓蒙、教育活動を行ってまいります。

(4) 衛生管理の強化、徹底について

外食産業においては、食中毒事故の発生や偽装表示、異物混入の問題などもあり、以前にも増して食の安全を保つことが求められております。当社グループの各店舗では、「管理マニュアル」に基づき衛生管理を徹底しており、エリア・マネージャー等による抜き打ち検査を行っております。今後も、法改正等に対応しながら更に衛生管理体制を強化してまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項として、主に、以下の事項が挙げられます。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生時の対応に努める方針であります。当社グループの経営状況及び将来の事業についての判断は、以下及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、当社株式への投資に関するすべてのリスクを網羅するものではなく、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 法的規制等について

古物営業法への対応について

- a 当社グループの事業の中心となる経営サポート事業の物件情報サポートでは、飲食店等の造作物（設備・内装）の売買を行っております。当該売買は古物営業法の規制の対象となっており、本社等の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可の取得が必要となっております。当社グループにおいて、現在、古物営業法又は古物営業に関する他の法令に抵触するような事由はありませんが、予想をはるかに超える古物営業法の大幅な改正があった場合など当該法令を遵守できなかった場合には、許可の取消項目にある欠格事由に該当することとなり許可の取消を余儀なくされるため、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。
- b 古物営業法では、買取った商品が盗品と判明した場合には、販売してから1年以内であればこれを被害者に対して無償回復することとされております。当社は、古物営業法遵守の観点に立ち、被害者に対する無償回復が適法に行える体制を整えております。今後も、古物営業法に則り古物台帳の管理（中古品の売買又は交換を行う営業を営む場合には、取引品目及び数量、古物の特徴、相手方の住所・職業・年齢等を帳簿等に記録することが義務付けられる）を徹底し、買取りについては、売主が法人であれば会社謄本等、個人であれば身分証等の呈示を受け、コピーを取得することで盗品等の買取り防止に努めてまいりますが、盗品を見抜けず、その買取りにより被害者に無償回復の対応となった場合には、買取額に相当する額の損失が発生する可能性があります。

食品衛生法への対応について

当社は、飲食業として食品衛生法（昭和22年法律第233号）を遵守し、管轄保健所を通じて営業許可を取得しております。各店舗では、食品衛生管理者を管轄保健所に届け出ております。また、衛生管理の強化策として各店舗の店長による日常的なチェック、エリア・マネージャーによる検査、内部監査室における監査を実施しており、本書提出日現在まで、当社の直営店舗において、衛生管理面で重大な問題が生じた事実はありません。しかしながら、今後、直営店舗において食中毒が発生する危険性は否定できず、万一、当社店舗において食中毒が発生した場合には、店舗の営業停止もしくは一定期間の営業禁止処分、被害者からの損害賠償請求等による直接的な損害のほか、信用の低下等によっても、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）について

平成13年5月に施行された「食品循環資源の再利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）により、年間100トン以上の食品廃棄物を排出する外食産業（食品関連業者）は、食品廃棄物の発生量の抑制、減量及び再利用を通じて、食品残渣物を削減することを義務付けられております。

今後、法規制が強化された場合には、その対応のために、設備投資等の新たな費用が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 中古品取引について

当社グループは、経営サポート事業の物件情報サポートにて、飲食店の店舗内装設備をはじめとする厨房機器等の中古品を取り扱っておりますが、それらは、退店希望者から居抜きで店舗を引き継ぐ過程で購入した商品であります。今後の景気動向等の影響により、居抜き物件の店舗設備に価値が見い出されない環境下になった場合には、出店希望顧客への販売の機会損失が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 食の安全性及び風評被害について

当社は、安全な食品をお客様に提供するために食材管理及び衛生管理を徹底しておりますが、万一、食材への異物混入や食中毒等の衛生問題が発生した場合、消費者の「食の安全性」に対する不安心理が高まり店舗ブランドイメージの失墜や客数が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 原材料の調達リスクについて

当社の飲食事業における主力食材である鰻は、漁獲量が年々減り続ける中、国際自然保護連合（IUCN）が平成27年6月に、レッドリストでニホンウナギを絶滅危惧種に指定しました。平成27年の漁獲量は若干回復傾向にありましたが、以前から指摘されてきた資源枯渇が現実味を帯びてきたといわれております。

その他、当社グループは、米、野菜等の食品を扱っているため、病虫害、食材不足や天候不順の問題などによる食材不足又は食材価格高騰の影響を受ける可能性があります。また、市場価格や為替相場の変動により仕入価格が高騰し、売上原価が上昇する可能性もあります。今後、調達ルートを複数確保するよう努めておりますが、食材の安定的な確保に支障が生じた場合、販売量の低下や原価率の上昇により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 有利子負債依存度について

当社グループは、飲食事業の直営店舗の内装工事設備等の出店資金や経営サポート事業の出店サポート資金を金融機関からの借入により調達しており、総資産に含める有利子負債（1年内返済予定の長期借入金、長期借入金の合計）の割合が、平成26年12月期は18.8%、平成27年12月期は27.6%と上昇傾向となっております。

今後、有利子負債の金利が上昇した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、財務制限条項が付された長期借入金については、財務制限条項に抵触した場合、当該長期借入金の借入金利が引き上げられることとなっているため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個人情報について

当社グループは、経営サポート事業の物件情報サポート等を目的に多数の顧客情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）に定める「個人情報取扱事業者」に該当し、個人情報の取扱いに関して一定の義務を負っております。そのため当社グループでは、個人情報取扱規程を策定し社内の管理体制には万全を期しております。しかしながら、個人情報が外部へ漏洩するような事態が生じた場合には、当社グループの信用低下による売上の減少や損害賠償による費用の発生等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 差入敷金（保証金）について

当社グループは、飲食事業の店舗出店、経営サポート事業の物件情報サポート及びまるごとサポートにおいて物件を賃借していることから、すべての店舗及び事務所について、貸主へ敷金（保証金）を差入れております。通常、敷金（保証金）は撤退時に貸主から返還されることとなっておりますが、貸主の財政状態の悪化等により一部又は全部が返還されない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 気象状況及び自然災害等について

当社グループは、経営サポート事業において、顧客先が首都圏に集中しております。そのため、地震・台風などの自然災害の影響により、顧客先との各種契約の履行等、当社グループの業績に影響を及ぼす場合があります。また、当社グループは、飲食事業の直営店として東京・大阪に「名代 宇奈とと」14店舗を展開しております。地震・台風などの自然災害の影響により各店舗の営業休止、修繕等が生じた場合、来店者数が減少した場合、売上低下等により当社グループの業績に影響を及ぼす場合があります。

(9) 競合について

当社の飲食事業について、外食業界は参入障壁が低く新規参入が非常に多い産業であるため、飲食業という括りでは競争が激化しております。当社におきましては、取り扱い食材として通常では安定供給が困難な鰻を継続的に仕入れるルートを確保し安定的な提供を可能にしており、競争優位性の確保を図っております。しかしながら、今後、他の外食業者や中食業者により、当社と同様のレベルのソフト及びハード機能を持つ店舗が出現し競合が激化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 配当政策について

当社は、設立当初から財務体質の強化及び競争力の確保を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。そのため、内部留保の充実を図り、事業の効率化により生み出されたキャッシュ・フローを事業拡大のための投資に充当していくことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、当社は創業以来、配当を実施しておらず、今後しばらくの間は、中期経営計画に基づくサービス提供を行い、企業規模を拡大させることができるような更なるサービスの開発、新規事業の立ち上げを行ってまいります。

将来的には、各事業年度の業績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。現時点において、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(11) 固定資産に関する減損リスク

当社グループが保有する内装設備等の固定資産は、減損リスクにさらされております。現時点において必要な減損等の処理は実施しておりますが、今後、経営サポート事業については、まるごとサポートの支援先の経営状況の変化、飲食事業の各店舗の業績の悪化に伴い保有固定資産の経済価値が低下した場合には、更に必要な減損処理を実施することになります。このような場合には、将来の当社グループの財政状態や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 経営サポート事業の出退店支援について

当社グループは、飲食業、美容業を中心とした内装設備サポートを行っておりますが、内装設備サポートのリースサポートは、リース会社の審査方針の変化により影響を受ける可能性があります。リース会社において飲食業、美容業を対象とした取引が中止もしくは縮小された場合には、経営サポート事業の取引額が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 業績の変動について

当社グループは、経営サポート事業において、顧客の出退店のニーズの変動に応じて売上高の増減があります。また、飲食事業では「丑の日」がある7月から8月初旬に売上高が伸びる傾向にあります。当社グループは業績の平準化を図っておりますが、業績の季節的変動は今後も続くと思っております。

なお、当連結会計年度の第1四半期から第4四半期の業績推移は以下のとおりであります。

(単位：上段・千円 下段・%)

	平成27年 第1四半期		平成27年 第2四半期		平成27年 第3四半期		平成27年 第4四半期		平成27年12月期合計	
	売上	営業利益	売上	営業利益	売上	営業利益	売上	営業利益	売上	営業利益
経営サポート事業	268,012 21.7	87,449 23.1	322,203 26.1	123,245 32.5	335,156 27.1	107,872 28.4	310,960 25.1	60,611 16.0	1,236,333 100.0	379,178 100.0
飲食事業	180,181 20.9	16,545 18.5	218,613 25.3	15,836 17.8	259,591 30.1	47,839 53.7	204,465 23.7	8,901 10.0	862,851 100.0	89,123 100.0
合計	448,194 21.3	103,994 22.2	540,816 25.8	139,082 29.7	594,747 28.3	155,711 33.3	515,426 24.6	69,513 14.8	2,099,184 100.0	468,302 100.0

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 比率は通期に対する割合であります。

3 各四半期の売上高及び営業利益（連結調整前）につきましては、有限責任監査法人トーマツによるレビューを受けておりません。

(14) 訴訟の可能性について

当社グループは、飲食事業の店舗出店や経営サポート事業の物件情報サポートにおいて物件を賃借及び転貸しており、取引先又は顧客等による訴訟その他の請求が発生する可能性があります。これら訴訟等の内容及び結果により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 制度変更リスクについて

当社グループは、飲食事業にて飲食店の運営、経営サポート事業にてサブリースやリース取引を行っており、現行の法律・財務・会計制度に基づき、各種事業を行っております。これらの諸制度が、将来大幅に変更された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16)反社会的勢力との取引に関するリスクについて

当社グループは、反社会的勢力を排除するため、新規の取引にあたって反社会的勢力との関係有無についての確認や反社会的勢力ではないことを各種契約書に記載し締結するなどの手続きを行っております。しかしながら、当社グループとしてのチェックを行っているにもかかわらず、反社会的勢力を含む犯罪集団との取引を排除できない可能性があります。その場合、詐欺や違法性のある取引に巻き込まれる可能性があり、当社グループの社会的な評価が低下する可能性があります。

(17)取引先の信用リスクについて

当社グループの物件情報サポートは、物件賃貸について、顧客の審査及び与信管理を行い、物件賃貸時に保証金の預かりがありますが、顧客の破産等が重なって発生し保証金の預り金でそのリスクを補うことができない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、内装設備サポートのGFリース及びまるごとサポートでは、取引先とのリース取引等において取引先の倒産等によりリース料の回収が困難となるリスクがあります。そのため当社グループは、外部データによる企業倒産動向を注視するとともに、契約においては、当社グループ独自の審査にて契約締結の可否判断を行っております。また、取引開始後は、定期的に取引先の状況等のモニタリングを行っております。

しかしながら、経済環境の急激な変化、取引先の経営状況の変化（企業の信頼性を失墜させるような不祥事等）、リース物件等の破損・喪失等で、当社グループの予想の範囲を超えた貸倒損失が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、リース業界においては、一部の設備販売業者と顧客が共謀することによる多重リースや空リース等の悪質なリース契約が発生しております。リース事業協会では既に対応策として、ユーザーの保護と小口リース取引の健全な発展を目的とした「サプライヤー情報交換制度」の運用を行っており、その排除に努めた結果、苦情件数は年々減少しておりますが、小口リース取引には上記の課題が内在しております。当社は、顧客のみならず設備販売業者に対しても審査を行った上で取引しておりますが、顧客と設備販売業者が共謀した場合には、正常なリース契約を維持できず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18)従業員等によるコンプライアンス上のリスクについて

当社は、従業員の不正行為等が発生しないよう、法令・ルールの遵守及び企業倫理に沿った法令遵守規程を制定するとともに、代表取締役社長直轄の独立した組織として内部監査室を設置するなど内部管理体制の充実に努めております。しかしながら、法令等に抵触する事態や従業員による不正行為が発生する可能性は皆無ではないため、これらの事態が生じた場合には、当社の信用が低下し業績に影響を及ぼす可能性があります。

(19)S M B Cベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合との関係について

本書提出日現在、S M B Cベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合が議決権の5.4%を保有しております。同組合は、株式会社三井住友銀行が出資する投資事業組合であります。

同組合による当社株式取得は純投資であり、当社と同組合の間に人的関係及び営業上の取引関係はありません。

なお、当社は、株式会社三井住友銀行とは、預金・融資等の銀行取引はありますが、それ以外の営業上の取引関係はなく、人的関係もありません。

同組合は、上場後ロックアップ期間の経過後においては当社株式を売却する可能性があるため、当社株式の株価形成に影響を与える可能性があります。

また、株式会社三井住友銀行の完全子会社であり、本募集及び売出しの主幹事証券であるS M B C日興証券株式会社は、その業務上、当社株式について、別途自己勘定での売買取引又は顧客に対する投資勧誘等を行う場合があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 当社の経営上重要な契約は、以下のとおりであります。

契約会社名	相手先の名称	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
G - F A C T O R Y 株式会社	阪和興業株式会社	食品	平成27年 12月18日	平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで 以降1年毎の更新	飲食事業における鰻の仕 入れ及び仕入に関する詳 細（鰻の品種、価格、数 量及び引渡方法）

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。なお、当社グループは、第13期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比については記載しておりません。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表作成にあたって、経営者より一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なることがあります。

当社グループの連結財務諸表を作成するにあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第13期連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

資産の部

当連結会計年度末の資産合計は2,136,298千円となりました。流動資産は1,251,395千円となり、主な内訳は、現金及び預金455,433千円、割賦売掛金240,239千円及びリース投資資産380,651千円であります。固定資産は884,902千円となり、主な内訳は、差入保証金729,044千円であります。

負債の部

当連結会計年度末の負債合計は1,478,741千円となりました。流動負債は613,234千円となり、主な内訳は、買掛金148,447千円及び1年内返済予定の長期借入金160,423千円であります。固定負債は865,507千円となり、主な内訳は、長期借入金428,713千円及び長期預り保証金が402,642千円であります。

純資産の部

当連結会計年度末の純資産合計は657,556千円となりました。主な内訳は、資本金100,000千円、資本剰余金45,000千円及び利益剰余金515,843千円であります。

第14期第2四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

資産の部

当第2四半期連結会計期間の資産合計は前連結会計年度末より162,892千円増加して2,299,191千円となりました。これは主に、当第2四半期連結会計期間まで提供していた保証金代預託サービスの契約終了に伴い、差入保証金が239,863千円減少した一方で、現金及び預金が399,787千円増加したこと、売掛金が16,331千円増加したことによるものであります。

負債の部

当第2四半期連結会計期間の負債合計は前連結会計年度末より7,598千円減少して1,471,143千円となりました。これは主に、長期預り保証金が29,725千円増加した一方で、買掛金が47,591千円減少したことによるものであります。

純資産の部

当第2四半期連結会計期間の純資産は前連結会計年度末より170,491千円増加して、828,048千円となりました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純利益177,786千円の計上により利益剰余金が増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第13期連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

売上高

当連結会計年度における売上高は、2,099,184千円となりました。報告セグメント別の売上高は、経営サポート事業1,236,333千円、飲食事業862,851千円となっております。経営サポート事業は、主に内装設備サポートにおける既存顧客による多店舗展開に対応した出店支援件数の増加によるものであります。飲食事業は、直営店の新規出店と既存店舗の堅調な推移によるものであります。

売上原価

当連結会計年度における売上原価は、1,082,733千円となりました。報告セグメント別の売上原価は、経営サポート事業716,970千円、飲食事業365,763千円となりました。

売上総利益

当連結会計年度における売上総利益は、1,016,451千円となりました。報告セグメント別の売上総利益は、経営サポート事業519,362千円、飲食事業497,088千円となりました。

販売費及び一般管理費

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、740,884千円となりました。報告セグメント別の販売費及び一般管理費は、経営サポート事業140,184千円、飲食事業407,964千円となりました。主に、経営サポート事業における事業規模拡大に伴う人材確保、海外支援による諸費用、飲食事業の新規出店に伴う出店費用によるものであります。

営業利益

当連結会計年度における営業利益は、275,566千円となりました。報告セグメント別の営業利益は、経営サポート事業379,178千円、飲食事業89,123千円となりました。なお、当連結会計年度の営業利益との差異については全社費用であります。

営業外収益

当連結会計年度における営業外収益は、4,022千円となりました。主な内訳は、協賛金収入1,344千円、受取保険金1,606千円となりました。

営業外費用

当連結会計年度における営業外費用は、4,876千円となりました。主な内訳は、支払利息4,647千円となりました。

経常利益

当連結会計年度における経常利益は、274,712千円となりました。

特別損益及び当期純利益

当連結会計年度における特別利益は、17,102千円となりました。一方、特別損失は、15,957千円となりました。この結果、税金等調整前当期純利益275,857千円、当期純利益179,022千円となりました。

第14期第2四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

売上高

当第2四半期連結累計期間における売上高は、1,288,764千円となりました。報告セグメント別の売上高は、経営サポート事業845,001千円、飲食事業443,763千円となっております。経営サポート事業は、主に内装設備サポートにおけるリースサポートの契約件数の増加によるものであります。飲食事業は、直営店の堅調な推移によるものであります。

売上原価

当第2四半期連結累計期間における売上原価は、673,732千円となりました。報告セグメント別の売上原価は、経営サポート事業487,070千円、飲食事業186,662千円となりました。

売上総利益

当第2四半期連結累計期間における売上総利益は、615,031千円となりました。報告セグメント別の売上総利益は、経営サポート事業357,931千円、飲食事業257,100千円となりました。

販売費及び一般管理費

当第2四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は、346,782千円となりました。報告セグメント別の販売費及び一般管理費は、経営サポート事業64,340千円、飲食事業185,136千円となりました。

営業利益

当第2四半期連結累計期間における営業利益は、268,249千円となりました。報告セグメント別の営業利益は、経営サポート事業293,590千円、飲食事業71,964千円となりました。なお、当第2四半期連結累計期間の営業利益との差異については全社費用であります。

営業外収益

当第2四半期連結累計期間における営業外収益は、1,400千円となりました。主な内訳は、協賛金収入557千円となりました。

営業外費用

当第2四半期連結累計期間における営業外費用は、8,499千円となりました。主な内訳は、為替差損6,196千円、支払利息2,182千円となりました。

経常利益

当第2四半期連結累計期間における経常利益は、261,150千円となりました。

特別損益及び親会社株主に帰属する四半期純利益

当第2四半期連結累計期間における特別利益は、6,729千円、一方、特別損失は、254千円となりました。この結果、税金等調整前四半期純利益267,625千円、親会社株主に帰属する四半期純利益177,786千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業内容、法的規制、事業運営等、様々な要因の変化の影響を受ける可能性があります。このため、優秀な人材の採用と組織体制の整備、内部統制システムの強化等により、これらのリスク要因に対応するように努めてまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

飲食店を中心とした店舗型サービス業を取り巻く環境は、訪日外国人によるインバウンド需要の盛り上がりが続いていること、外食産業の市場規模が拡大に転じており、売上高は好調を維持しているものの、食の安全に対する消費者の高まりや人材獲得競争の激化、人材採用の難化による人件費の上昇等により、経営環境は依然として厳しい状況が想定されます。そのような状況下、当社グループにおきましては、今後の継続的な成長を実現するため、経営サポート事業の収益構造の転換、飲食事業のお客様満足度の向上に努めてまいりました。

なお、問題意識に対する今後の方針については、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第13期連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は65,888千円であり、セグメントごとに設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、設備投資の他、リースに係るリース投資資産を取得しておりますが、流動資産であるため、設備投資等には含めておりません。また、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

経営サポート事業

e店舗まるごとリースを利用した顧客の出店店舗の内装設備等16,202千円であります。なお、重要な設備の減損は6,389千円であります。

飲食事業

直営店の新規出店における内装工事代等44,739千円であります。なお、重要な設備の減損は9,567千円あります。

第14期第2四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

当第2四半期連結累計期間に実施した設備投資の総額は22,864千円であり、セグメントごとに設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、設備投資の他、リースに係るリース投資資産を取得しておりますが、流動資産であるため、設備投資等には含めておりません。また、当第2四半期連結累計期間において重要な設備の除却又は売却はありません。

経営サポート事業

e店舗まるごとリースを利用した顧客の出店店舗の内装設備等20,669千円あります。

飲食事業

直営店の器具及び備品2,195千円あります。

2 【主要な設備の状況】

リースに係るリース投資資産は設備に含めておりません。

(1) 提出会社

平成27年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	構築物	工具、器具 及び備品	合計	
こんなもん屋 (東京都北区) 他11件(注5)	経営サポート事業	転貸している 店舗に係る 設備	19,956	728	3,101	23,786	- (-)
宇奈とと新宿セン タービル店 (東京都新宿区) 他13件	飲食事業	店舗設備	39,208	0	15,354	54,562	18 (55)
本 社 (東京都新宿区)	全社(共通)	事務所設備	4,734	-	1,872	6,607	18 (-)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社及び店舗の建物は賃借しており、年間の賃借料は96,687千円あります。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 従業員数の()は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)で、外書きであります。

5. 当社e店舗まるごとリース(まるごとサポート)の顧客の店舗名であります。

(2) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成28年7月31日現在)

リースに係るリース投資資産の取得を計画しておりますが、流動資産であるため、設備投資等に含めておりません。

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,120,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また1単元の株式数は100株であります。
計	1,120,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第2回新株予約権（平成26年3月18日定時株主総会決議、平成26年4月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	45,800(注)1	45,600(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,800(注)1、2	45,600(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年5月22日 至 平成36年3月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、 当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の株及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数}}{\text{1株当たり時価}} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではありません。

新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要するものとします。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとします。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日および権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができるものとします。

第3回新株予約権（平成27年12月14日臨時株主総会決議、平成27年12月22日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数（個）	34,200（注）1	33,500（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	34,200（注）1、2	33,500（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,229（注）3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年12月29日 至 平成37年12月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,229 資本組入額 615	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、 当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の株及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではありません。

新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要するものとします。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとします。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日および権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年9月19日 (注) 1	普通株式 -	普通株式 940,000	35,000	90,000	35,000	35,000
	A種優先株式 140,000	A種優先株式 140,000				
平成25年3月21日 (注) 2	普通株式 20,000	普通株式 960,000	5,000	95,000	5,000	40,000
	A種優先株式 -	A種優先株式 140,000				
平成26年12月22日 (注) 3	普通株式 20,000	普通株式 980,000	5,000	100,000	5,000	45,000
	A種優先株式 -	A種優先株式 140,000				
平成27年10月19日 (注) 4	普通株式 60,000	普通株式 1,040,000	-	100,000	-	45,000
	A種優先株式 -	A種優先株式 140,000				
平成27年10月30日 (注) 5	普通株式 20,000	普通株式 1,060,000	-	100,000	-	45,000
	A種優先株式 -	A種優先株式 140,000				
平成27年11月11日 (注) 6	普通株式 60,000	普通株式 1,120,000	-	100,000	-	45,000
	A種優先株式 -	A種優先株式 140,000				
平成27年11月25日 (注) 7	普通株式 -	普通株式 1,120,000	-	100,000	-	45,000
	A種優先株式 140,000	A種優先株式 -				

(注) 1 有償第三者割当

A種優先株式

発行価格 500円

資本組入額 250円

割当先

S M B C ベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合 60,000株

D B J キャピタル投資事業有限責任組合 60,000株

三菱U F J キャピタル3号投資事業有限責任組合 20,000株

2 有償第三者割当

普通株式

発行価格 500円

資本組入額 250円

割当先 片平雅之 20,000株

3 有償第三者割当

普通株式

発行価格 500円

資本組入額 250円

割当先 片平雅之 14,000株、田口由香子 6,000株

4 A種優先株式の取得請求権行使により普通株式60,000株発行

5 A種優先株式の取得請求権行使により普通株式20,000株発行

6 A種優先株式の取得請求権行使により普通株式60,000株発行

7 自己株式140,000株(A種優先株式)を消却

(5) 【所有者別状況】

平成28年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	8	-	-	2	10	-
所有株式数(単元)	-	-	-	2,050	-	-	9,150	11,200	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	18.3	-	-	81.7	100.0	-

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,120,000	11,200	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,120,000	-	-
総株主の議決権	-	11,200	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき当社の取締役、監査役及び従業員に対して新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第2回新株予約権（平成26年3月18日定時株主総会決議、平成26年4月22日取締役会決議）

決議年月日	平成26年3月18日
付与対象者の区分及び人数（注）	当社取締役3名 当社監査役1名 当社従業員26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者のうち、当社取締役就任による区分変更及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名、当社監査役2名、当社従業員15名となっております。

第3回新株予約権（平成27年12月14日臨時株主総会決議、平成27年12月22日取締役会決議）

決議年月日	平成27年12月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社監査役3名 当社従業員34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者のうち、当社取締役就任による区分変更及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名、当社監査役3名、当社従業員29名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、設立から財務体質の強化及び競争力の確保を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。そのため、内部留保の充実を図り、事業により生み出されたキャッシュ・フローを事業拡大のための投資に充当していくことにより、企業価値の向上を図ることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、当社は創業以来、配当を実施しておらず、今後しばらくの間は、財務体質の強化と企業規模を拡大し、更なるサービスの開発、新規事業の立ち上げを行ってまいります。

将来的には、各事業年度の業績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ではありますが、現時点において、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。また、配当決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となっております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性6名女性2名（役員のうち女性の比率25%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	片平雅之	昭和50年 1月15日	平成5年4月 (株)神戸製鋼所入社 平成8年9月 (株)シティズ入社 平成14年1月 フューチャークリエイイト(株) (現 店舗流通ネット(株))入社 平成14年9月 (有)ガーデン設立 入社 平成15年4月 (株)G D N 共同代表取締役就任 平成15年5月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任) 平成18年7月 (株)G D N 共同代表取締役退任 平成27年3月 G F C A P I T A L P T E . L T D . 設立 代表取締役社長就任(現 任)	(注) 3	909,000
取締役	管理部長	田口 由香子	昭和58年 2月2日	平成13年4月 (株)ファイブフォックス入社 平成20年3月 当社入社 平成22年4月 業務推進事業部課長 平成23年1月 取締役就任(現任) 平成23年4月 コンサルティング事業部長 平成27年1月 管理部長(現任) 平成27年3月 G F C A P I T A L P T E . L T D . 設立 取締役就任(現任)	(注) 3	6,000
取締役	コンサル ティング 事業部長	山崎俊也	昭和49年 5月17日	平成8年3月 (株)西洋フードシステム(現 西洋 フード・コンパスグループ)入社 平成20年9月 当社入社 平成20年11月 八丁堀店店長 平成22年4月 エリア・マネージャー 平成23年4月 マネージャー 平成27年1月 コンサルティング事業部長(現任) 平成27年3月 取締役就任(現任)	(注) 3	-
取締役	業務推進 事業部長	鈴木雅之	昭和58年 6月19日	平成18年3月 アイフル(株)入社 平成22年4月 当社入社 平成23年12月 業務推進事業部課長 平成27年1月 業務推進事業部長(現任) 平成27年3月 取締役就任(現任)	(注) 3	-
取締役	-	野澤正平	昭和13年 4月3日	昭和39年4月 山一証券(株)入社 平成9年8月 同社代表取締役就任 平成12年3月 (株)シリコンコンテンツ代表取締役就任 平成15年4月 大木建設(株)特別顧問就任 平成16年4月 センチュリー証券(株)(現 日産証券 (株))特別顧問就任 平成16年6月 同社代表取締役就任 平成18年6月 日本ユニコム(株)(現 ユニコムグルー プホールディングス)取締役就任 平成22年4月 (株)ウイングメディカル取締役(現任) 平成23年7月 (株)マーキュリースタッフینگ取締役 (現任) 平成23年7月 東岳証券(株)顧問就任 平成23年10月 当社取締役就任(現任) 平成24年9月 東岳証券(株)顧問退任	(注) 3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	-	鎌仲順子	昭和39年 12月12日	昭和58年4月 (株)ワールドファイナンス入社 昭和60年9月 (株)ダイワコンサルタント計算センター入社 昭和62年4月 丸津土地建物(株)取締役 平成5年3月 (株)千葉土地開発センター入社 平成6年1月 (株)丸津入社 平成9年7月 (有)ケイ・ワンハウジング入社 平成12年8月 (有)オフィス・スクランブル監査役就任 平成15年3月 (有)オフィス・スクランブル監査役退任 平成15年5月 当社設立 取締役就任 管理部長 平成27年3月 当社取締役退任 平成27年3月 監査役就任(現任)	(注) 4	-
監査役	-	安田正利	昭和42年 6月19日	平成2年4月 (株)富士銀行(現(株)みずほ銀行)入社 平成15年5月 アリコジャパン(株)入社 平成15年8月 (有)芙蓉倶楽部設立 取締役就任(現任) 平成16年11月 共和安田(株)(現(株)ヤスタマネージメント)設立 代表取締役就任(現任) 平成19年6月 A I G(株)顧問就任 平成19年11月 A I G(株)顧問退任 平成23年10月 当社監査役(現任) 平成24年9月 ヤスタAMパートナーズ合同会社 代表社員就任(現任)	(注) 4	-
監査役	-	綾部薫平	昭和52年 7月27日	平成20年9月 弁護士登録 平成20年9月 小林総合法律事務所入所 平成24年12月 同所退職 平成25年1月 しぶや総和法律事務所開設 同事務所代表弁護士(現任) 平成27年3月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	-
合計						915,000

- (注) 1. 取締役 野澤正平は、社外取締役であります。
2. 監査役 安田正利・綾部薫平は、社外監査役であります。
3. 平成28年3月16日開催の定時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成28年3月16日開催の定時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

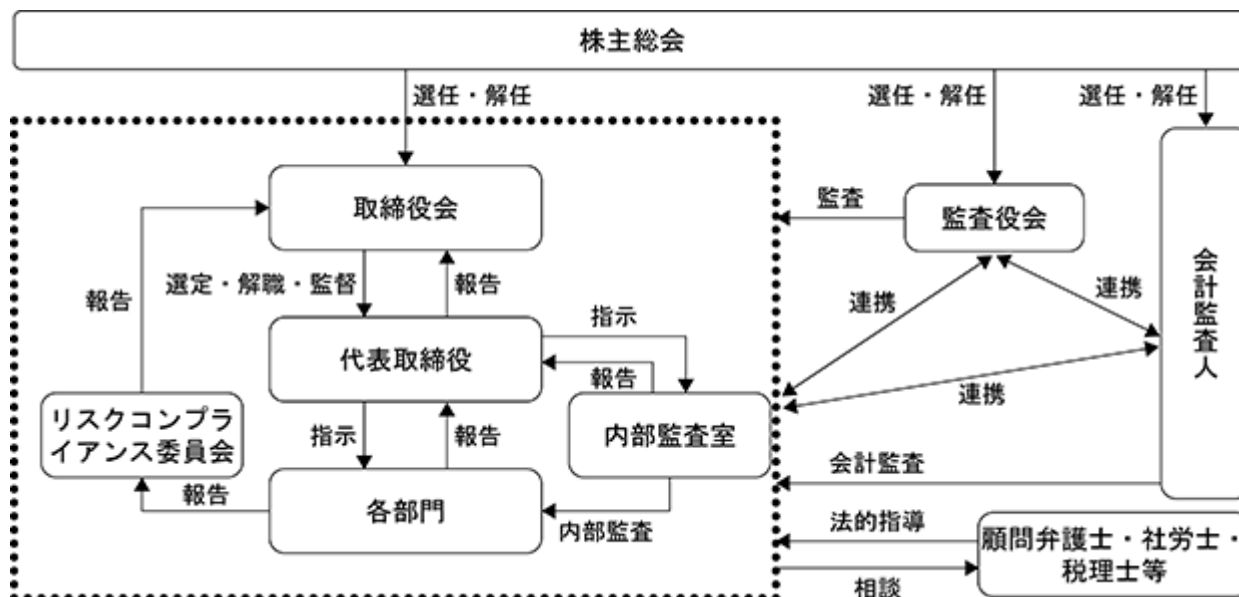
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

当社は、「成長を志す人財と、変革（挑戦）を志す組織（企業）と共に、新しい価値を創造し続け、常に成長し続けます」を経営理念とし、事業活動を通して株主のみならず、従業員、顧客、取引先、地域社会等、企業活動を行う上で関わるすべてのステークホルダーの要請や期待に応え、信頼関係を確立し、社会的信頼度を高めることで、持続的な成長と長期的な企業価値の向上を図る方針であります。

その実現のために、意思決定の透明性・公平性の確保することが重要であり、適切な開示体制及び各ステークホルダーとのコミュニケーションの機会等を整備し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化いたします。

なお、各機関の体制図は以下のとおりであります。



a 取締役会

当社は、取締役5名（うち社外取締役1名）全員をもって構成される取締役会を設置しております。取締役会は当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会では、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を図るとともに、コンプライアンス上重要な問題の審議等を行っております。

なお、取締役会は、原則として毎月1回開催しております。

b 監査役会

当社は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制度を採用しており、監査役3名（うち社外監査役2名）全員をもって構成される監査役会を設置しております。監査役会では、取締役会に上程される議案に対する議論、並びに取締役の職務の執行が法令・定款を遵守して行われているかどうかを監査する業務監査並びに計算書類及びその附属明細書を監査する会計監査を行い、それら監査結果の情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行っております。

なお、監査役会は、原則として毎月1回開催しております。

c 内部監査室

当社は、代表取締役により直接任命された内部監査人（1名）を配置した、組織上独立している内部監査室を設置しております。内部監査人は、当社グループの年間内部監査計画を策定し、業務及び会計に関わる経営活動を全般的に監査しております。

d 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、金融商品取引法の規定に基づき、監査を受けております。

e リスクコンプライアンス委員会

当社は、当社及び当社子会社のリスク管理の推奨及びリスク管理に必要な情報の共有化を図ることで、当社全体のコンプライアンス体制を強化するため、管理部担当取締役を委員長とし、代表取締役、常勤監査役、内部監査人、各部門の担当取締役で構成されるリスクコンプライアンス委員会を設置しております。

なお、同委員会は、事案の発生毎に開催することとしているほか、定例会として、原則として半年に1回開催しております。

内部統制システムの整備・運用状況

当社は、経営の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、諸法規等の厳守のため、有効かつ適切な内部統制システムを構築することが重要であると考えており、平成27年6月の取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」について決議（平成28年3月最終改訂）しております。また、運用状況につきましては、内部監査室主導で内部監査を実施し、所定の内部統制が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、絶えずその改善・強化に努めております。

当社の内部統制システムの構築についての基本方針は以下のとおりであります。

- a 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、経営理念である「『成長を志す人材』と『変革（挑戦）を志す組織（企業）』と共に、新しい価値を創造し続け、常に成長し続ける理念」に則った「G - F A C T O R Y 行動規範」「G - F A C T O R Y 基本行動方針」を制定し、代表取締役社長が、内部統制の責任者として、その意志を役職員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - (b) 取締役、使用人が法令及び社内規程を遵守し、法令遵守を優先させる行動ができるための指針として「リスク管理規程」と「コンプライアンス規程」を定める。
 - (c) リスクコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスを実現するための組織を整備する。組織は、管理部担当取締役を委員長とし、代表取締役社長、常勤監査役、内部監査人、各部の担当取締役で構成され、同委員会が中心となって役職員の教育を行う。監査役及び内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。
 - (d) リスクコンプライアンス委員会は活動を定期的に取締役会に報告する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
 - (e) 法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、コンプライアンス相談窓口を設置・周知する。報告・相談を受けた窓口担当者はその内容を調査し、再発防止策等を関連部署と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。
 - (f) 反社会的勢力の排除を「反社会的勢力等に対する方針」に定め、不当な利益供与等に対しては、断固たる態度で対応する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
 - (b) 上記情報を記載した文書又は電磁的媒体の保存期間は、少なくとも5年間とする。
 - (c) 取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時、これらの文書を閲覧できるものとし、その他の者は、所定の申請書に必要事項を記入し、業務主管部門の許可を得てから行うものとする。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティについては、「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」「危機管理規程」「情報機器取扱要領」を定め、周知徹底する。組織横断的・全社的リスクについては、状況の監視及び全社的対応を管理部にて行うものとする。

その他、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応し、責任者となる取締役を定めるものとする。
 - (b) 内部監査室は、これらのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長へ報告し、重要な事項については、取締役会に報告する。取締役会は、改善策を審議・決定するものとする。

- (c) 大規模な事故・災害等、当社の経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、防災対策本部長である、管理部長、防災対策本部員である代表取締役社長及び各事業部長を構成員とする防災対策本部が危機管理体制を構築するものとする。
- (d) リスク管理・事故等の当社の経営に重大な影響を与える緊急事態に関して、法令又は東京証券取引所の定める関連ルールに則った開示を行うものとする。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役及び監査役が出席する取締役会を原則として毎月1回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行うものとする。
- (b) 取締役会による中期経営計画・年度事業計画の策定、年度事業計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定、月次・四半期管理の実施を行うものとする。
- (c) 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行うものとする。
上記各事項に関連して、法令又は東京証券取引所の定める関連ルールに則った開示を行うものとする。
- e 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 役職員が法令・定款及び当社の経営理念を遵守し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「G - F A C T O R Y行動規範」「G - F A C T O R Y基本行動方針」「リスク管理規程」「コンプライアンス規定」等を定め、全ての役職員に対し周知徹底する。
- (b) 法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、コンプライアンス相談窓口を設置・周知する。報告・相談を受けた窓口担当者はその内容を調査し、再発防止策等を関連部署と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。
- (c) コンプライアンスに関する報告等は、利用者の匿名性を担保するとともに、報告者の不利益とならない仕組みとする。
- (d) コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
- f 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 管理部担当取締役は、監査役が求めた場合その他必要な場合には、監査役の業務を補助すべき使用人を任命するものとする。
- (b) 監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、役職を兼務せず監査役の指示命令下で職務を遂行し、取締役の指示命令を受けないこととする。
- g 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求め、子会社とその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社及び子会社に報告するため、月1回開催する取締役会に当社及び子会社の従業員が参加することを求めることができる。
- (b) 子会社の損失の危険の管理に関する体制
当社及び子会社のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (c) 子会社を含めたリスク管理を担当する機関
リスクコンプライアンス委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。
- (d) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針及び運用方針を策定する「関係会社管理規程」を制定し、子会社に、監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築する。

- h 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や法令並びに定款違反行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとする。
- i 監査役への報告及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社は、監査役への報告を行った当社及び子会社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社グループの役職員に周知徹底する。
- j その他監査役への報告が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役及び使用人は、監査役から、稟議書類等業務執行に係る文書の閲覧や、説明を求められたときには、速やかにこれに応じることとしており、必要に応じて、内部監査室との情報交換や当社及び子会社の会計監査人から会計監査内容に関して説明を受ける機会のほか、顧問弁護士などその他の外部機関との間で情報交換等を行う機会を保障する。
- (b) 監査役がその業務の執行について、当社及び子会社に対し費用の前払等の請求をした際には、管理部門において審議の上、当該請求に関する費用又は債務が当該監査役の業務執行に必要なことが証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (c) 監査役は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができる。
- k 反社会勢力排除にむけた基本的な考え方及びその整備状況
- (a) 反社会勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。
- (b) 反社会勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報・相談できる体制を整えている。また、取引先については、取引開始時の社内稟議で反社会勢力でないことを確認する。

内部監査の状況

内部監査人は、当社及び当社子会社の会社財産の保全、並びに社業の発展に寄与する事を目的として、内部監査規程及び内部監査計画に基づき、当社子会社を含む各部門に対し監査を行っております。

内部監査の結果については、内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に実施ごとに報告しております。その後、代表取締役社長の指示によって、被内部監査部署の責任者から提出された改善報告について、適時、調査・確認を行っております。

監査役監査の状況

監査役は、取締役会への出席はもとより、その他の重要会議等への出席、取締役からの定期的及び随時の業務報告聴取、内部監査部門からの内部監査報告聴取、重要な決裁書類の閲覧、各事業所往査などにより、取締役の職務執行の監査を行っております。監査の結果については、監査報告書を作成し、監査役会にて報告しております。

当社の常勤監査役は、創業時より管理部担当取締役として当社の業務を執行していた鎌仲順子であります。鎌仲は、当社の他にも財務・会計の部門に長期間勤務した経歴を持つなど財務及び会計に関する知見を有していることから、管理部を中心とする各部門の運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動を監査しております。

会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結して会計監査を受けております。なお、当社の会計監査業務を執行した社員は、指定有限責任社員 業務執行社員 瀬戸卓、宮澤義典であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他4名であります。

また、継続監査年数については、2名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携の状況

監査役と内部監査室は、内部監査計画及び結果に関して、内部監査人が監査役会で定期的に報告し意見交換をするなど、連携を構築しております。

内部監査室は、会計監査人との定期的な打ち合わせを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図ることによって効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

また、監査役、内部監査室及び会計監査人は、四半期ごとに、各監査機関での監査計画・監査結果の報告など情報共有化のための意見交換を行い、緊密な相互連携の強化を図ることとし、さらに社外取締役との共有も行うことで社内牽制体制に努めてまいります。

社外役員の状況

a 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。社外取締役及び社外監査役については、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督、又は監査といった機能及び役割を通じて、当社のコーポレート・ガバナンスの強化、充実を図る役割を果たしているものと考えております。社外取締役の野澤正平は、山一証券株式会社の元代表取締役社長であります。同氏は、豊富な経営管理の経験・知識を有していることから、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するために、招聘したものであります。随時、質問・意見等の発言をしております。

社外監査役の安田正利は、株式会社ヤスタマネージメントの代表取締役社長であります。同氏は、金融機関に長期間勤務した経歴を持つなど財務及び会計に関する知見を有していることから、当社の監査体制の強化に活かしていただくために、招聘したものであります。

社外監査役の綾部薫平は、しづや総和法律事務所の代表弁護士であります。同氏は、法務に関する知見を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて、適宜質問、提言、助言をいただくとともに、適切かつ適正な監査の実行を期待して招聘したものであります。

なお、社外取締役並びに各社外監査役と当社との間に、人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係はありません。また、当社は、監督重視の観点から執行と監督の分離を行い、本来的に認められた権限を行使し、役割を十分に発揮できることを期待して、社外取締役及び社外監査役と「責任限定契約」を締結しております。なお、当社は、会社法427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に同法423条第1条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額としております。

b 独立役員の状況

当社は、現在社外取締役1名、社外監査役2名を招聘しており、一般株主の利益に配慮し、継続的に企業価値を高める手段の一つとして、上場後は独立役員を可能な限り届け出る予定であります。また、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考に一般投資家と利益相反が生じる恐れのない者を選任予定としており、経営の独立性を確保していると認識しております。

リスク管理体制の整備状況

当社は、リスク管理体制の構築を図ることを前提に、「リスク管理規程」「危機管理規程」「コンプライアンス規程」等を整備・施行しており、これらに基づき、リスクコンプライアンス委員会を設置・開催しております。同委員会は、当社グループのリスク管理の推奨及びリスク管理に必要な情報の共有化を図ることを目的として、法令、規則等を含めた社会規範に基づき、ルールの遵守、並びに当社及び当社子会社の経営に係る事業目的達成への全社的・包括的なリスク管理の報告、取引先・顧客等からのクレーム・異議の報告等の必要な情報の共有化を行い、リスクの回避、軽減の対応策の検討を行っております。

また、不測の事態における緊急連絡経路を定め責任者を選任するほか、必要に応じて、顧問弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家の助言を仰ぐなどリスク回避に努めております。

なお、従業員が法令又は社内規程に反する行為に気づいた場合に直接報告・通報を行う手段として、内部監査室を窓口とする社内通報窓口及び社外監査役である綾部薫平を窓口とする社外通報窓口を設置しております。報告・通報を受けた内部監査室又は社外監査役は、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上で決定し、全社的に再発防止策を実施しております。また、当社は、内部通報を行ったことを理由に、当該報告をした従業員に対して不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知しております。

反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備・運用状況

当社及び子会社は、反社会的勢力との関係遮断をコンプライアンス態勢整備の重要課題として捉え、「G - F A C T O R Y基本行動方針」「反社会的勢力等に対する方針」等に、反社会的勢力等への対応に関する基本理念、心得及び行動基本方針を定めております。

具体的な取り組みとしては、新規の顧客や取引先からの申込書、契約書、等に反社会的勢力排除の文言を記載し、反社会的勢力等の排除を行うと共に、管理部に審査・債権管理課を設け、新規取引業者のチェックを実施しております。新規取引業者のチェックに関しては、（公財）暴力団追放運動推進センターから原則として毎月1回送付される「契約時参考公表データ」をデータベース化したリストとの照合及び日経テレコンを用いたインターネット検索を行い、反社会的勢力でないことの確認と、チェック結果の保存を行っております。また、既存取引先においても原則として年に1回の再調査を行う体制となっております。

社外専門機関との連携状況につきましては、所轄警察署、（公財）暴力団追放運動推進センター等と緊密な関係の構築を図っております。

提出会社の子会社業務の適正を確保するための体制整備・運用状況

当社の子会社としては、G F C A P I T A L P T E . L T D . があります。当該子会社の管理に関しては、以下のように行っております。

a 経営関与についての基本方針

当社は、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理部署及び管理内容、管理方法等を「関係会社管理規程」に定めております。なお、子会社の内部監査は、当社の「内部監査規程」に準じて実施しております。

b 利益還元についての基本方針

当社の子会社は、設立後日が浅く経営基盤が確立していないことから、先行投資の時期と考えております。なお、経営基盤が確立した後の利益配当については、子会社の必要資金を除く余剰金の全部を当社に納めさせる方針であります。

c 人材の配置・活用の基本方針

当社は、子会社の人事管理全般について、育成方針の立案、人事管理等を積極的に支援、統制を行う予定であります。人材個々に求める役割や、適正を十分に考慮した適材適所の配置（出向・転籍）を行っていく方針であります。

買収防衛策等の導入状況等

当社には、現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

役員報酬等

a 当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職 慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	40,370	33,870	-	6,500	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	7,650	6,150	-	1,500	-	1
社外取締役	2,400	2,400	-	-	-	1
社外監査役	7,170	7,170	-	-	-	2

役員報酬について

子会社であるG F C A P I T A L P T E . L T D .の役員である鳥羽氏の辞任により、当社代表取締役社長の片平雅之を移住役員として登録いたしました。就労許可証（EP）には、最低基準賃金が月額6,000シンガポールドル必要であり、子会社の存続に不可欠のため、片平には別途子会社より月額6,000シンガポールドルの役員報酬があります。なお、前会計年度においては1ヵ月分の6,000シンガポールドルの役員報酬を支払っております。

b 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

d 役員報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬額は、平成23年9月25日開催の臨時株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、各取締役の貢献度や業績を考慮した上で、今後の経営戦略を勘案し取締役会にて決定しております。

監査役の報酬額は、平成28年3月16日開催の定時株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し監査役会にて決定しております。

取締役の定数等

a 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

b 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任にかかる株主総会の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の決議要件等

a 自己株式の取得

当社は、資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

b 社外取締役及び社外監査役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。これは、社外取締役及び社外監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備するためであります。なお、当該契約に基づく責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

c 株主総会の決議要件

当社は、会社法第309条第2項に基づく株主総会の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を図るためであります。

d 中間配当

当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最新連結会計年度の前事業年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	4,500	-	13,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	4,500	-	13,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査報酬の決定方針としては、監査人員数、監査日程、当社の規模等を勘案したうえで、監査役会の同意のもと、取締役会で決定しております。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下、「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (4) 当連結会計年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）は、当連結会計年度中に設立した子会社が連結対象となったことに伴い、初めて連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）に係る連結財務諸表を記載しておりません。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）及び当事業年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、研修やセミナーを受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		455,433
売掛金		66,128
割賦売掛金		240,239
リース投資資産		380,651
商品		11,408
繰延税金資産		7,288
その他		92,834
貸倒引当金		2,589
流動資産合計		1,251,395
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）		64,626
その他（純額）		20,329
有形固定資産合計	1	84,956
無形固定資産		2,319
投資その他の資産		
差入保証金		729,044
繰延税金資産		22,837
その他		45,745
投資その他の資産合計		797,627
固定資産合計		884,902
資産合計		2,136,298

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成27年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	148,447
1年内返済予定の長期借入金	160,423
未払法人税等	71,213
その他	233,148
流動負債合計	613,234
固定負債	
長期借入金	428,713
長期預り保証金	402,642
長期前受収益	34,151
固定負債合計	865,507
負債合計	1,478,741
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	45,000
利益剰余金	515,843
株主資本合計	660,843
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	3,286
その他の包括利益累計額合計	3,286
純資産合計	657,556
負債純資産合計	2,136,298

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成28年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	855,220
売掛金	82,460
割賦売掛金	211,116
リース投資資産	381,091
商品	9,131
その他	92,605
貸倒引当金	2,467
流動資産合計	1,629,158
固定資産	
有形固定資産	97,071
無形固定資産	2,072
投資その他の資産	
差入保証金	489,181
その他	81,707
投資その他の資産合計	570,888
固定資産合計	670,032
資産合計	2,299,191

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成28年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	100,856
1年内返済予定の長期借入金	176,336
未払法人税等	93,306
その他	225,700
流動負債合計	596,199
固定負債	
長期借入金	407,905
長期預り保証金	432,368
その他	34,669
固定負債合計	874,943
負債合計	1,471,143
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	45,000
利益剰余金	693,630
株主資本合計	838,630
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	10,582
その他の包括利益累計額合計	10,582
純資産合計	828,048
負債純資産合計	2,299,191

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	2,099,184
売上原価	1,082,733
売上総利益	1,016,451
販売費及び一般管理費	1 740,884
営業利益	275,566
営業外収益	
受取利息	90
協賛金収入	1,344
受取保険金	1,606
その他	981
営業外収益合計	4,022
営業外費用	
支払利息	4,647
その他	229
営業外費用合計	4,876
経常利益	274,712
特別利益	
固定資産売却益	2 2,314
受取和解金	14,788
特別利益合計	17,102
特別損失	
減損損失	3 15,957
特別損失合計	15,957
税金等調整前当期純利益	275,857
法人税、住民税及び事業税	100,991
法人税等調整額	4,156
法人税等合計	96,835
少数株主損益調整前当期純利益	179,022
当期純利益	179,022

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	
少数株主損益調整前当期純利益		179,022
その他の包括利益		
為替換算調整勘定		3,286
その他の包括利益合計	1	3,286
包括利益		175,736
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益		175,736
少数株主に係る包括利益		-

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)
売上高	1,288,764
売上原価	673,732
売上総利益	615,031
販売費及び一般管理費	1 346,782
営業利益	268,249
営業外収益	
受取利息	38
協賛金収入	557
受取保険料	242
受取手数料	267
その他	294
営業外収益合計	1,400
営業外費用	
支払利息	2,182
為替差損	6,196
その他	121
営業外費用合計	8,499
経常利益	261,150
特別利益	
固定資産売却益	2,329
受取和解金	4,400
特別利益合計	6,729
特別損失	
減損損失	254
特別損失合計	254
税金等調整前四半期純利益	267,625
法人税、住民税及び事業税	93,322
法人税等調整額	3,484
法人税等合計	89,838
四半期純利益	177,786
親会社株主に帰属する四半期純利益	177,786

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
四半期純利益	177,786
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	7,295
その他の包括利益合計	7,295
四半期包括利益	170,491
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	170,491

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	100,000	45,000	336,820	481,820	-	-	481,820
当期変動額							
当期純利益			179,022	179,022			179,022
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					3,286	3,286	3,286
当期変動額合計	-	-	179,022	179,022	3,286	3,286	175,736
当期末残高	100,000	45,000	515,843	660,843	3,286	3,286	657,556

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	275,857
減価償却費	19,861
減損損失	15,957
長期前払費用償却額	23,880
貸倒引当金の増減額（は減少）	912
受取利息	90
支払利息	4,647
為替差損益（は益）	883
売上債権の増減額（は増加）	37,974
割賦売掛金の増減額（は増加）	242,375
たな卸資産の増減額（は増加）	948
リース投資資産の増減額（は増加）	205,137
仕入債務の増減額（は減少）	1,011
その他	2,534
小計	71,866
利息の受取額	90
利息の支払額	4,634
法人税等の支払額	79,095
営業活動によるキャッシュ・フロー	155,504
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	63,415
無形固定資産の取得による支出	2,473
差入保証金の回収による収入	9,749
差入保証金の差入による支出	204,725
長期預り保証金の受入による収入	145,163
長期預り保証金の返還による支出	30,669
投資活動によるキャッシュ・フロー	146,369
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	423,272
長期借入金の返済による支出	108,162
財務活動によるキャッシュ・フロー	315,110
現金及び現金同等物に係る換算差額	300
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	12,935
現金及び現金同等物の期首残高	442,497
現金及び現金同等物の期末残高	1 455,433

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	267,625
減価償却費	9,571
減損損失	254
長期前払費用償却額	13,951
貸倒引当金の増減額（は減少）	121
受取利息	38
支払利息	2,182
為替差損益（は益）	5,374
売上債権の増減額（は増加）	16,331
割賦売掛金の増減額（は増加）	21,297
たな卸資産の増減額（は増加）	2,159
リース投資資産の増減額（は増加）	440
仕入債務の増減額（は減少）	47,591
その他	38,585
小計	208,557
利息の受取額	38
利息の支払額	3,349
法人税等の支払額	71,228
営業活動によるキャッシュ・フロー	134,019
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	6,587
差入保証金の回収による収入	276,923
差入保証金の差入による支出	50,458
長期預り保証金の受入による収入	59,316
長期預り保証金の返還による支出	16,385
その他	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	262,797
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	99,521
財務活動によるキャッシュ・フロー	478
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,491
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	399,787
現金及び現金同等物の期首残高	455,433
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 855,220

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

当連結会計年度(自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)

1．連結の範囲に関する事項

当連結会計年度において、G F C A P I T A L P T E . L T D . を新規設立したことに伴い、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 G F C A P I T A L P T E . L T D .

2．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

a 商品

主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 4～18年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

割賦販売取引に係る収益の計上基準

割賦販売契約時に、物件購入価額（元本相当額）を割賦債権に計上し、割賦契約による支払期日を基準として、当該経過期間に対応する割賦売上高と割賦原価の差額（粗利益相当額）を売上高に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦連結通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシ
か負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

- ・「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）
- ・「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成25年9月13日）
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日）

(1) 概要

本会計基準等は、子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

平成28年12月期の期首から適用予定です。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年12月期の期首以後実施される企業結合から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響はありません。

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件

（分類2）に該当する企業におけるスケジュールリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

当連結会計年度 (平成27年12月31日)	
有形固定資産の減価償却累計額	90,086千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)	
給与及び手当	257,138千円
地代家賃	96,687 "
貸倒引当金繰入額	912 "

2 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)	
建物及び構築物	2,314千円

3 減損損失の内訳は、次のとおりであります。

当連結会計年度(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
宇奈とと茅場町店 (東京都中央区)	店舗	建物及び構築物	6,326
		その他	238
宇奈とと本町店 (大阪府大阪市)	店舗	その他	2,585
宇奈とと八丁堀店 (東京都中央区)	店舗	その他	418
新とんこつ大学 (東京都千代田区)	店舗	建物及び構築物	5,186
		その他	320
ハモンハモン (神奈川県横浜市)	店舗	建物及び構築物	882

当社グループでは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグループ化しております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗資産で、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗は、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳

建物及び構築物	12,395千円
その他	3,562千円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、閉鎖予定日までの使用価値より測定しており、全て零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額		3,286
組替調整額		-
税効果調整前		3,286
税効果額		-
為替換算調整勘定		3,286
その他の包括利益合計		3,286

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	980,000	140,000	-	1,120,000
A種優先株式(株)	140,000	-	140,000	-
合計	1,120,000	140,000	140,000	1,120,000

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加140,000株は、A種優先株式の取得請求権行使により普通株式を発行したことによるものであります。

2. A種優先株式の発行済株式総数の減少140,000株は、消却による減少であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
A種優先株式(株)	-	140,000	140,000	-
合計	-	140,000	140,000	-

(注) 1. A種優先株式数の自己株式の増加140,000株は、A種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことによるものであります。

2. A種優先株式数の自己株式の減少140,000株は、消却による減少であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

		当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
現金及び預金		455,433千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金		-
現金及び現金同等物		455,433千円

(リース取引関係)

当連結会計年度（平成27年12月31日）

1. ファイナンス・リース取引

(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

リース料債権部分	431,845千円
見積残存価格部分	-
受取利息相当額	51,193千円
リース投資資産	380,651千円

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の連結会計年度末日後の回収予定額

流動資産

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	245,540	114,816	36,663	20,919	13,769	136

(金融商品関係)

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に経営サポート事業におけるリース資産購入などを当社グループの事業計画に照らし、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は、安全性の高い短期的な銀行預金等に限定して運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、割賦売掛金及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。また差入保証金は主に経営サポート事業に属する物件情報サポートの物件契約に伴う差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであり、償還日は、決算日後、最長で5年後であります。預り保証金は、経営サポート事業に属する物件情報サポート等、飲食事業の店舗運営のためであり、償還日においては、最長で10年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（契約先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成及び更新するとともに、手許の流動性について、連結売上高の3ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日における営業債権のうち、34.65%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	455,433	455,433	-
(2) 売掛金	66,128	66,128	-
(3) 割賦売掛金	240,239	260,306	20,066
(4) リース投資資産	380,651		
貸倒引当金(1)	2,589		
	378,062	389,107	11,044
(5) 差入保証金	729,044	723,612	5,431
資産計	1,868,908	1,894,586	25,680
(1) 買掛金	148,447	148,447	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	160,423	160,423	-
(3) 未払法人税等	71,213	71,213	-
(4) 長期借入金	428,713	427,966	746
(5) 長期預り保証金	402,642	399,238	3,404
負債計	1,211,441	1,207,290	4,151

(1) リース投資資産に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 割賦売掛金、(4) リース投資資産

元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 差入保証金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

(1) 買掛金、(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期預り保証金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	455,433	-	-	-
売掛金	66,128	-	-	-
割賦売掛金	93,809	146,430	-	-
リース投資資産	215,217	165,299	134	-
差入保証金	-	23,614	693,685	11,744
合計	830,588	335,343	693,820	11,744

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年内返済予定の 長期借入金	160,423	-	-	-	-	-
長期借入金	-	155,386	126,472	91,513	55,340	-
合計	160,423	155,386	126,472	91,513	55,340	-

（ストック・オプション等関係）

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は、未公開企業でありストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成26年3月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社監査役1名 当社従業員26名
株式の種類及び付与数	普通株式 50,000株
付与日	平成26年5月21日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好な関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日および権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。</p>
対象勤務期間	対象勤務時間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年5月22日～平成36年3月18日

会社名	提出会社
決議年月日	平成27年12月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社監査役3名 当社従業員34名
株式の種類及び付与数	普通株式 34,200株
付与日	平成27年12月28日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好な関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日および権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。</p>
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成29年12月29日～平成37年12月14日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年3月18日	平成27年12月14日
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	50,000	-
付与	-	34,200
失効	4,200	-
権利確定	-	-
未確定残	45,800	34,200
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年3月18日	平成27年12月14日
権利行使価格（円）	500	1,229
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価単価（株）	-	-

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において、権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 - 千円
- (2) 当連結会計年度末において権利行使された本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

当連結会計年度(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,997千円
長期前受収益	11,891 "
減損損失	7,255 "
資産除去債務	3,509 "
その他	471 "
繰延税金資産合計	30,125千円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	7,288千円
固定資産 - 繰延税金資産	22,837 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	37.1%
(調整)	
交際費等永久に損金にされない項目	1.8%
住民税均等割等	0.9%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5%
所得拡大促進税制による特別控除	3.9%
その他	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.1%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年1月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の37.11%から35.35%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、平成28年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.35%から、平成29年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については34.81%に、平成30年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.05%に、平成31年1月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.82%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。当社においては、出店支援を目的とした経営サポート事業と、飲食店の経営を行っている飲食事業を展開しております。

従って、当社グループはその事業別に「経営サポート事業」及び「飲食事業」を2つの報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「経営サポート事業」は、物件情報サポート、内装設備サポート及びまるごとサポートにて出店サポートを行っております。

「飲食事業」は、店舗における飲食業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	経営サポート 事業	飲食事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,236,333	862,851	2,099,184	-	2,099,184
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,236,333	862,851	2,099,184	-	2,099,184
セグメント利益	379,178	89,123	468,302	192,736	275,566
セグメント資産	1,492,178	126,224	1,618,402	517,895	2,136,298
その他の項目					
減価償却費	5,124	12,804	17,929	1,932	19,861
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	16,202	44,739	60,942	4,946	65,888

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 192,736千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額517,895千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
 - (3) 減価償却額の調整額1,932千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額4,946千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
2. セグメント利益は連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	物件情報 サポート	内装設備 サポート	まるごと サポート	飲食事業	合計
外部顧客への 売上高	751,145	367,322	117,865	862,851	2,099,184

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			全社・消去	合計
	経営サポート 事業	飲食事業	計		
減損損失	6,389	9,567	15,957	-	15,957

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成27年 1月 1 日 至 平成27年12月31日)
1 株当たり純資産額	587.10円
1 株当たり当期純利益金額	159.84円

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注) 2 . 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成27年 1月 1 日 至 平成27年12月31日)
1 株当たり当期純利益金額	159.84円
当期純利益 (千円)	179,022
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	179,022
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,120,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 2 種類 (新株予約権の数80,000個)。 これらの詳細は、「第 4 提出会社の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【注記事項】

（会計方針の変更等）

当第2四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

（会計方針の変更）

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を、第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更を行っております。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当第2四半期連結会計期間から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

（四半期連結損益計算書関係）

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
給与及び手当	133,076千円
貸倒引当金繰入額	121千円

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
現金及び預金	855,220千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	- "
現金及び現金同等物	855,220千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	経営サポート 事業	飲食事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	845,001	443,763	1,288,764	-	1,288,764
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	845,001	443,763	1,288,764	-	1,288,764
セグメント利益	293,590	71,964	365,554	97,305	268,249

(注) 1 . セグメント利益の調整額 97,305千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用は主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

2 . セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	158.74円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	177,786
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	177,786
普通株式の期中平均株式数(株)	1,120,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】(平成27年12月31日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	80,484	160,423	1.04	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	194,426	428,713	0.94	平成29年1月1日～ 平成32年11月30日
合計	274,910	589,137	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	155,338	126,453	91,528	55,391

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	442,497	445,907
売掛金	104,102	66,128
割賦売掛金	-	172,458
リース投資資産	175,513	380,651
商品	10,496	11,408
貯蔵品	400	436
前渡金	-	2,653
前払費用	52,309	65,570
繰延税金資産	5,203	7,288
その他	6,743	24,691
貸倒引当金	1,676	2,589
流動資産合計	795,591	1,174,606
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	46,212	63,898
構築物（純額）	449	728
工具、器具及び備品（純額）	10,308	20,329
有形固定資産合計	56,970	84,956
無形固定資産		
ソフトウェア	235	2,319
無形固定資産合計	235	2,319
投資その他の資産		
関係会社株式	-	41,831
出資金	90	90
関係会社長期貸付金	-	37,389
長期前払費用	34,893	45,655
繰延税金資産	20,765	22,837
差入保証金	551,206	729,044
投資その他の資産合計	606,955	876,847
固定資産合計	664,161	964,122
資産合計	1,459,752	2,138,729

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	147,436	148,447
1年内返済予定の長期借入金	80,484	160,423
未払金	15,591	18,871
未払費用	38,820	57,291
未払法人税等	49,318	71,179
前受金	11,844	35,939
預り金	20,071	30,558
前受収益	51,621	66,489
その他	21,671	22,353
流動負債合計	436,858	611,555
固定負債		
長期借入金	194,426	428,713
長期預り保証金	320,239	402,642
長期前受収益	26,408	34,151
固定負債合計	541,073	865,507
負債合計	977,932	1,477,062
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	45,000	45,000
資本剰余金合計	45,000	45,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	336,820	516,666
利益剰余金合計	336,820	516,666
株主資本合計	481,820	661,666
純資産合計	481,820	661,666
負債純資産合計	1,459,752	2,138,729

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	1,594,962	2,095,682
売上原価		
商品売上原価		
商品期首たな卸高	9,659	10,496
当期商品仕入高	854,799	1,083,646
合計	864,458	1,094,142
商品期末たな卸高	10,496	11,408
売上原価合計	853,961	1,082,733
売上総利益	741,000	1,012,948
販売費及び一般管理費	¹ 583,171	¹ 737,031
営業利益	157,829	275,917
営業外収益		
受取利息	76	558
協賛金収入	2,293	1,344
受取保険金	-	1,606
その他	350	950
営業外収益合計	2,720	4,459
営業外費用		
支払利息	3,479	4,647
その他	599	229
営業外費用合計	4,078	4,876
経常利益	156,471	275,500
特別利益		
固定資産売却益	-	² 2,314
受取和解金	8,028	14,788
特別利益合計	8,028	17,102
特別損失		
減損損失	³ 15,548	15,957
特別損失合計	15,548	15,957
税引前当期純利益	148,950	276,646
法人税、住民税及び事業税	67,436	100,956
法人税等調整額	11,534	4,156
法人税等合計	55,902	96,800
当期純利益	93,048	179,845

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	95,000	40,000	40,000	243,771	243,771	378,771	378,771
当期変動額							
新株の発行	5,000	5,000	5,000			10,000	10,000
当期純利益				93,048	93,048	93,048	93,048
当期変動額合計	5,000	5,000	5,000	93,048	93,048	103,048	103,048
当期末残高	100,000	45,000	45,000	336,820	336,820	481,820	481,820

当事業年度(自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	45,000	45,000	336,820	336,820	481,820	481,820
当期変動額							
当期純利益				179,845	179,845	179,845	179,845
当期変動額合計	-	-	-	179,845	179,845	179,845	179,845
当期末残高	100,000	45,000	45,000	516,666	516,666	661,666	661,666

【キャッシュフロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	148,950
減価償却費	18,355
減損損失	15,548
長期前払費用償却額	19,970
貸倒引当金の増減額（は減少）	957
受取利息	76
支払利息	3,479
売上債権の増減額（は増加）	24,442
たな卸資産の増減額（は増加）	854
リース投資資産の増減額（は増加）	129,854
仕入債務の増減額（は減少）	53,020
未払消費税等の増減額（は減少）	16,476
長期前受収益の増減額（は減少）	12,951
その他	26,963
小計	81,613
利息の受取額	76
利息の支払額	3,469
法人税等の支払額	32,800
営業活動によるキャッシュ・フロー	45,420
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	11,101
差入保証金の回収による収入	3,393
差入保証金の差入による支出	141,903
長期預り保証金の受入による収入	103,303
長期預り保証金の返還による支出	13,031
その他	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	59,389
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	200,000
長期借入金の返済による支出	72,065
株式の発行による収入	10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	137,935
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	123,965
現金及び現金同等物の期首残高	318,531
現金及び現金同等物の期末残高	1 442,497

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1．たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(1) 商品

主として最終仕入原価法

(2) 貯蔵品

主として先入先出法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4～18年
構築物	7～10年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	2～9年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(1) 商品

主として最終仕入原価法

(2) 貯蔵品

主として先入先出法

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4～18年
構築物	7～10年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	2～9年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は差益として処理しております。

5．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6．収益及び費用の計上基準

(1) リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) 割賦販売取引に係る収益の計上基準

割賦販売契約時に、物件購入価額（元本相当額）を割賦債権に計上し、割賦契約による支払期日を基準として、当該経過期間に対応する割賦売上高と割賦原価の差額（粗利益相当額）を売上高に計上しております。

7．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	85,839千円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
給与及び手当	236,321千円	257,138千円
地代家賃	92,818 "	96,687 "
減価償却費	15,607 "	17,156 "
貸倒引当金繰入額	956 "	912 "

おおよその割合

販売費	80.7%	73.8%
一般管理費	19.3%	26.2%

2 有形固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
建物	- 千円	2,314千円

3 減損損失

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
宇奈とと八丁掘店 (東京都中央区)	店舗	建物	1,799
		工具、器具及び備品	104
宇奈とと北千住店 (東京都足立区)	店舗	建物	6,286
		工具、器具及び備品	190
		長期前払費用	551
HONA大久保店 (東京都新宿区)	店舗	構築物	365
		工具、器具及び備品	310
		長期前払費用	171
OLUOLU (東京都渋谷区)	店舗	建物	4,429
		工具、器具及び備品	1,270
		長期前払費用	69

当社では、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグループングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗資産で、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗は、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳

建物	12,514千円
構築物	365千円
工具、器具及び備品	1,875千円
長期前払費用	792千円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、閉鎖予定日までの使用価値より測定しており、全て零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	960,000	20,000	-	980,000
A種優先株式(株)	140,000	-	-	140,000
合計	1,100,000	20,000	-	1,120,000

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 普通株式 20,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表の記載されている科目と金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
現金及び預金	442,497千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-
現金及び現金同等物	442,497千円

(リース取引関係)

前事業年度(平成26年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

リース料債権部分	198,875千円
見積残存価額部分	-
受取利息相当額	23,362千円
リース投資資産	175,513千円

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の会計年度末後の回収予定額

流動資産

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	74,732	73,154	48,411	2,578	-	-

(金融商品関係)

前事業年度（平成26年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に経営サポート事業の事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は、安全性の高い短期的な銀行預金等に限定して運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。また差入保証金は主に経営サポート事業に属する物件情報サポートの物件契約に伴う差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであり、償還日は、決算日後、最長で5年後であります。預り保証金は、サブリース事業、自社店舗運営の為であり、償還日においては、最長10年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（契約先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部経理・財務課が適時に資金繰計画を作成及び更新するとともに、手許流動性を売上高の3ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日における営業債権のうち、37.06%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	442,497	442,497	-
(2) 売掛金	104,102		
貸倒引当金(1)	622		
	103,480	103,480	-
(3) リース投資資産	175,513		
貸倒引当金(2)	1,053		
	174,460	178,590	4,130
(4) 差入保証金	551,206	543,290	7,916
資産計	1,271,644	1,267,858	3,785
(1) 買掛金	147,436	147,436	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	80,484	80,484	-
(3) 未払金	15,591	15,591	-
(4) 未払法人税等	49,318	49,318	-
(5) 預り金	20,071	20,071	-
(6) 長期借入金	194,426	192,573	1,852
(7) 長期預り保証金	320,239	316,314	3,924
負債計	827,566	821,789	5,776

(1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(2) リース投資資産に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 差入保証金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期預り保証金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	平成26年12月31日
出資金	90

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	442,497	-	-	-
売掛金	104,102	-	-	-
リース投資資産	61,542	113,970	-	-
差入保証金	-	8,404	535,754	7,047
合計	608,143	122,374	535,754	7,047

（注4）長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年内返済予定 の長期借入金	80,484	-	-	-	-	-
長期借入金	-	76,434	70,949	40,344	6,699	-
合計	80,484	76,434	70,949	40,344	6,699	-

（有価証券関係）

前事業年度（平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成27年12月31日）

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

（単位：千円）

区分	平成27年12月31日
子会社株式	41,831
計	41,831

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は、未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成26年3月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社監査役1名 当社従業員26名
株式の種類及び付与数	普通株式 50,000株
付与日	平成26年5月21日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日および権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。</p>
対象勤務期間	対象勤務時間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年5月22日～平成36年3月18日

(2) ストック・オプションの規模及び変動状況

当事業年度（平成26年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	平成26年3月18日
権利確定前（株）	-
前事業年度末	-
付与	50,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	50,000
権利確定後（株）	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

決議年月日	平成26年3月18日
権利行使価格（円）	500
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な評価単価（円）	-

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において、権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 - 千円
- (2) 当事業年度末において権利行使された本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

前事業年度(平成26年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,284千円
長期前受収益	9,546 "
減損損失	7,889 "
資産除去債務	3,076 "
その他	1,172 "
繰延税金資産合計	25,969千円

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	5,203千円
固定資産 - 繰延税金資産	20,765 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の39.42%から37.11%に変更されております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度(平成27年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	6,997千円
長期前受収益	11,891 "
減損損失	7,255 "
資産除去債務	3,509 "
その他	471 "
繰延税金資産合計	30,125千円

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	7,288千円
固定資産 - 繰延税金資産	22,837 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年1月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の37.11%から35.35%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4．決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.35%から、平成29年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については34.81%に、平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.05%に、平成31年1月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.82%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

(1) 当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社においては、出店支援を目的とした経営サポート事業と、飲食店の経営を行っている飲食事業を展開しております。

従って、当社はその事業別に「経営サポート事業」及び「飲食事業」を2つの報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「経営サポート事業」は、物件情報サポート、内装設備サポート及びまるごとサポートにて出店サポートを行っております。

「飲食事業」は、店舗における飲食業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「重要な会計方針に関する事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	財務諸表計上額 (注2)
	経営サポート 事業	飲食事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	850,514	744,447	1,594,962	-	1,594,962
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	850,514	744,447	1,594,962	-	1,594,962
セグメント利益	213,541	57,013	270,554	112,725	157,829
セグメント資産	864,384	97,416	961,800	497,951	1,459,752
その他の項目					
減価償却費	4,211	12,849	17,060	1,294	18,355
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	-	11,101	11,101	-	11,101

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 112,725千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額497,951千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

(3) 減価償却費の調整額1,294千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

2. セグメント利益は財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	物件情報 サポート	内装設備 サポート	まるごと サポート	飲食事業	合計
外部顧客への 売上高	589,430	153,545	107,538	744,447	1,594,962

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			全社・消去	合計
	経営サポート 事業	飲食事業	計		
減損損失	5,768	9,779	15,548	-	15,548

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり純資産額	430.19円
1株当たり当期純利益金額	84.54円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益(千円)	93,048
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	93,048
普通株式の期中平均株式数(株)	1,100,547
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数50,000個)。これらの詳細は、「第4提出会社の状況(2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】（平成27年12月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末 減価償却 累計額又は 償却累計額 (千円)	当期 償却額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	88,026	39,354	18,458 (12,020)	108,921	45,023	9,647	63,898
構築物	881	838	481 (374)	1,238	510	185	728
工具、器具及び備品	46,482	23,222	4,822 (3,562)	64,882	44,552	9,639	20,329
有形固定資産計	135,390	63,414	23,762 (15,957)	175,042	90,086	19,472	84,956
無形固定資産							
ソフトウェア	1,684	2,473	-	4,157	1,838	389	2,319
無形固定資産計	1,684	2,473	-	4,157	1,838	389	2,319
長期前払費用	79,689	34,642	-	114,331	68,676	23,880	45,655

（注）当期増加額の主な内訳

建物	増加	直営店の新規出店による設備工事他 顧客先の新規出店による設備工事他	19,884千円 12,493千円
工具、器具及び備品	増加	直営店の改装工事による器具備品他 顧客先の新規出店による器具備品他 本社で使用する器具備品他	18,076千円 1,683千円 3,461千円
長期前払費用	増加	差入保証金の保証金償却額 賃貸借契約の更新による更新料	17,326千円 10,544千円

「当期減少額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,676	2,589	-	1,676	2,589

（注）1．貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】（平成27年12月31日現在）

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3カ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注1）	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部（注1）
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 広告掲載URL http://g-fac.jp/
株主に対する特典	なし

（注）1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式については次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年12月10日	片平雅之	東京都渋谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長)	リコーリース㈱代表取締役 瀬川大介	東京都江東区東雲 1-7-12	特別利害関係者等(大株主上位10名)	10,000	12,290,000 (1,229) (注)4	取引先との関係強化
平成27年12月26日	片平雅之	東京都渋谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長)	㈱アースホールディングス代表取締役 國分利治	東京都渋谷区渋谷 2-1-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	5,000	6,145,000 (1,229) (注)4	取引先との関係強化
平成27年12月26日	片平雅之	東京都渋谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長)	ビックモア㈱代表取締役 國分利治	東京都渋谷区渋谷 2-1-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	5,000	6,145,000 (1,229) (注)4	取引先との関係強化
平成27年12月26日	片平雅之	東京都渋谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長)	㈱CenterBalance代表取締役 中西弘征	東京都台東区浅草橋 5-2-3	特別利害関係者等(大株主上位10名)	5,000	6,145,000 (1,229) (注)4	取引先との関係強化

(注)1. 当社は、株式会社東京証券取引所への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成26年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとされており。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされており。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされており。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされており。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格算定方式は次のとおりです。

DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式、収益方式、配当方式、類似業種批准価格等の方法を用いて会社の規模と状況、株主の状況等を総合的に判断して決定いたしました。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成26年12月22日	平成26年5月21日	平成27年12月28日
種類	普通株式	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	20,000株	普通株式 45,800株	普通株式 34,200株
発行価格	500円 (注)3	1株につき500円 (注)4	1株につき1,229円 (注)4
資本組入額	250円	250円	615円
発行価額の総額	10,000,000円	22,900,000円	42,031,800円
資本組入額の総額	5,000,000円	11,450,000円	21,033,000円
発行方法	有償第三者割当	平成26年3月18日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成27年12月14日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は、平成27年12月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 安定株主の確保を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式、収益方式、配当方式、類似業種比準価格等の方法を用いて会社の規模と状況、株主の状況等を総合的に判断して決定しております。
 4. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式、収益方式、配当方式、類似業種比準価格等の方法を用いて会社の規模と状況、株主の状況等を総合的に判断して決定しております。

5．新株予約権の行使時の払込価格、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込価格	1株につき 500円	1株につき 1,229円
行使期間	平成28年5月22日から 平成36年3月18日まで	平成29年12月29日から 平成37年12月14日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約券を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
片平雅之	東京都渋谷区	会社役員	14,000	7,000,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役) (大株主上位10名)
田口由香子	東京都新宿区	会社役員	6,000	3,000,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の取締役) (大株主上位10名)

第2回新株予約権(ストック・オプション)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
田口由香子	東京都新宿区	会社役員	10,000	5,000,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の取締役) (大株主上位10名)
鎌仲順子	埼玉県朝霞市	会社役員	10,000	5,000,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の取締役) (大株主上位10名)
山崎俊也	東京都江戸川区	会社役員	3,000	1,500,000 (500)	当社従業員
鈴木雅之	東京都西東京市	会社役員	3,000	1,500,000 (500)	当社従業員
渡邊節子	兵庫県西宮市	会社員	3,000	1,500,000 (500)	当社従業員
河内岳彦	横浜市港北区	会社員	3,000	1,500,000 (500)	当社従業員
森下政和	東京都中野区	会社員	1,500	750,000 (500)	当社従業員
中西功	東京都台東区	会社員	1,500	750,000 (500)	当社従業員
出村絢香	東京都台東区	会社員	1,500	750,000 (500)	当社従業員
大島亜里紗	大阪府茨木市	会社員	700	350,000 (500)	当社従業員
深澤健	大阪府枚方市	会社員	700	350,000 (500)	当社従業員
田中大志	大阪市住吉区	会社員	700	350,000 (500)	当社従業員
藤後徹平	東京都港区	会社員	700	350,000 (500)	当社従業員
野澤正平	千葉県野田市	会社役員	500	250,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
安田正利	東京都文京区	会社役員	500	250,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
曾我俊幸	東京都足立区	会社員	500	250,000 (500)	当社従業員
阿部康一	さいたま市南区	会社員	500	250,000 (500)	当社従業員
坂原賢治	大阪市都島区	会社員	500	250,000 (500)	当社従業員
福土真未	東京都台東区	会社員	400	200,000 (500)	当社従業員
伊藤睦美	東京都足立区	会社員	200	100,000 (500)	当社従業員
八尾哲	東京都新宿区	会社員	200	100,000 (500)	当社従業員

(注) 退職等により権利を失効した付与対象者については記載しておりません。

第3回新株予約権（ストックオプション）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
田口由香子	東京都新宿区	会社役員	5,200	6,390,800 (1,229)	特別利害関係者等 (当社の取締役) (大株主上位10名)
鎌仲順子	埼玉県朝霞市	会社役員	3,500	4,301,500 (1,229)	特別利害関係者 (当社の監査役)
山崎俊也	東京都江戸川区	会社役員	3,500	4,301,500 (1,229)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
鈴木雅之	東京都西東京市	会社役員	3,500	4,301,500 (1,229)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
松田晃明	東京都板橋区	会社員	1,200	1,474,800 (1,229)	当社従業員
藤後徹平	東京都港区	会社員	1,000	1,229,000 (1,229)	当社従業員
河内岳彦	横浜市港北区	会社員	1,000	1,229,000 (1,229)	当社従業員
木下裕介	東京都品川区	会社員	1,000	1,229,000 (1,229)	当社従業員
松田真治	福島県いわき市	会社員	1,000	1,229,000 (1,229)	当社従業員
鈴木貴久	東京都葛飾区	会社員	1,000	1,229,000 (1,229)	当社従業員
肥高祥明	千葉県市川市	会社員	1,000	1,229,000 (1,229)	当社従業員
出村絢香	東京都台東区	会社員	1,000	1,229,000 (1,229)	当社従業員
野澤正平	千葉県野田市	会社役員	500	614,500 (1,229)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
安田正利	東京都文京区	会社役員	500	614,500 (1,229)	特別利害関係者 (当社の監査役)
綾部薫平	東京都港区	会社役員	500	614,500 (1,229)	特別利害関係者 (当社の監査役)
菊田杏介	東京都新宿区	会社員	500	614,500 (1,229)	当社従業員
中西功	東京都台東区	会社員	500	614,500 (1,229)	当社従業員
森下政和	東京都中野区	会社員	500	614,500 (1,229)	当社従業員
八尾哲	東京都新宿区	会社員	500	614,500 (1,229)	当社従業員
深澤健	大阪府枚方市	会社員	300	368,700 (1,229)	当社従業員
田中大志	大阪市住吉区	会社員	300	368,700 (1,229)	当社従業員
福土真未	東京都台東区	会社員	300	368,700 (1,229)	当社従業員
伊藤睦美	東京都足立区	会社員	300	368,700 (1,229)	当社従業員
笠谷力	東京都台東区	会社員	300	368,700 (1,229)	当社従業員
磯村和世	東京都中野区	会社員	300	368,700 (1,229)	当社従業員
渡邊節子	兵庫県西宮市	会社員	300	368,700 (1,229)	当社従業員
大島亜里紗	大阪府茨木市	会社員	300	368,700 (1,229)	当社従業員
阿部康一	さいたま市南区	会社員	200	245,800 (1,229)	当社従業員
坂原賢治	大阪市都島区	会社員	200	245,800 (1,229)	当社従業員
齋藤正成	さいたま市中央 区	会社員	200	245,800 (1,229)	当社従業員
越智睦美	千葉県市川市	会社員	200	245,800 (1,229)	当社従業員
曾我俊幸	東京都足立区	会社員	200	245,800 (1,229)	当社従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事 業内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
高橋佑佳	東京都新宿区	会社員	100	122,900 (1,229)	当社従業員
石川優都	東京都新宿区	会社員	100	122,900 (1,229)	当社従業員
小原優輝	東京都台東区	会社員	100	122,900 (1,229)	当社従業員
坂本光諒	千葉県船橋市	会社員	100	122,900 (1,229)	当社従業員

(注) 退職等により権利を失効した付与対象者については記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有 株式数の割合(%)
片平雅之 (注) 1	東京都渋谷区	909,000	76.14
SMB Cベンチャーキャピタル 1号投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都中央区八重洲1丁目3番4号	60,000	5.03
DBJキャピタル投資事業有限 責任組合 (注) 1	東京都千代田区大手町2丁目2番 1号	60,000	5.03
阪和興業株式会社(注) 1	東京都中央区築地1丁目13番1号	40,000	3.35
田口由香子 (注) 1	東京都新宿区	21,200 (15,200)	1.78 (1.27)
三菱UFJキャピタル3号投資 事業有限責任組合(注) 1	東京都中央区日本橋1丁目7番17号	20,000	1.68
鎌仲順子 (注) 1	埼玉県朝霞市	13,500 (13,500)	1.13 (1.13)
リコーリース株式会社 (注) 1	東京都江東区東雲1丁目7番12号	10,000	0.84
山崎俊也 (注) 1	東京都江戸川区	6,500 (6,500)	0.54 (0.54)
鈴木雅之 (注) 1	東京都西東京市	6,500 (6,500)	0.54 (0.54)
株式会社アースホールディン グス (注) 1	東京都渋谷区渋谷2丁目1番1号	5,000	0.42
ピックモア株式会社(注) 1	東京都渋谷区渋谷2丁目1番1号	5,000	0.42
株式会社Center Balance (注) 1	東京都台東区浅草橋5丁目2番3号	5,000	0.42
河内岳彦 (注) 1	横浜市港北区	4,000 (4,000)	0.34 (0.34)
渡邊節子 (注) 1	兵庫県西宮市	3,300 (3,300)	0.28 (0.28)
出村絢香 (注) 1	東京都台東区	2,500 (2,500)	0.21 (0.21)
森下政和 (注) 1	東京都中野区	2,000 (2,000)	0.17 (0.17)
中西功 (注) 1	東京都台東区	2,000 (2,000)	0.17 (0.17)
藤後徹平 (注) 1	東京都港区	1,700 (1,700)	0.14 (0.14)
松田晃明 (注) 1	東京都板橋区	1,200 (1,200)	0.10 (0.10)
野澤正平 (注) 1	千葉県野田市	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
安田正利 (注) 1	東京都文京区	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
大島亜里紗 (注) 1	大阪府茨木市	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
深澤健 (注) 1	大阪府枚方市	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
田中大志 (注) 1	大阪市住吉区	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
木下裕介 (注) 1	東京都品川区	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
松田真治 (注) 1	福島県いわき市	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
鈴木貴久 (注) 1	東京都葛飾区	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
肥高祥明 (注) 1	千葉県市川市	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
曾我俊幸 (注) 1	東京都足立区	700 (700)	0.06 (0.06)
阿部康一 (注) 1	さいたま市南区	700 (700)	0.06 (0.06)
坂原賢治 (注) 1	大阪市都島区	700 (700)	0.06 (0.06)
福土真未 (注) 1	東京都台東区	700 (700)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有 株式数の割合(%)
八尾哲 (注) 1	東京都新宿区	700 (700)	0.06 (0.06)
綾部薫平 (注) 1	東京都港区	500 (500)	0.04 (0.04)
伊藤睦美 (注) 1	東京都足立区	500 (500)	0.04 (0.04)
菊田杏介 (注) 1	東京都新宿区	500 (500)	0.04 (0.04)
笠谷力 (注) 1	東京都台東区	300 (300)	0.03 (0.03)
磯村和世 (注) 1	東京都中野区	300 (300)	0.03 (0.03)
齋藤正成 (注) 1	さいたま市中央区	200 (200)	0.02 (0.02)
越智睦美 (注) 1	千葉県市川市	200 (200)	0.02 (0.02)
高橋佑佳 (注) 1	東京都新宿区	100 (100)	0.01 (0.01)
石川優都 (注) 1	東京都新宿区	100 (100)	0.01 (0.01)
小原優輝 (注) 1	東京都台東区	100 (100)	0.01 (0.01)
坂本光諒 (注) 1	千葉県船橋市	100 (100)	0.01 (0.01)
計		1,193,800 (73,800)	100.0 (6.18)

(注) 1 . 「氏名又は名称」欄の注記の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

特別利害関係者等（大株主上位10名）

特別利害関係者等（当社代表取締役社長）

特別利害関係者等（当社取締役）

特別利害関係者等（当社監査役）

当社従業員

2 . () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3 . 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月15日

G - F A C T O R Y株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮澤 義典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG - F A C T O R Y株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G - F A C T O R Y株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月15日

G - F A C T O R Y株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮澤 義典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG - F A C T O R Y株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G - F A C T O R Y株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月15日

G - F A C T O R Y株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮澤 義典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG - F A C T O R Y株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G - F A C T O R Y株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8 月 9 日

G - F A C T O R Y株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮澤 義典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているG - F A C T O R Y株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年1月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、G - F A C T O R Y株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。